

平成 27 年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）等の指摘事項に対する
各府省の対応状況
(平成 28 年 10 月 28 日時点)

一目次

平成 27 年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）対象事業

・ エネルギー・地球温暖化対策（I）エネルギーに関する諸問題（I）	2
・ エネルギー・地球温暖化対策（II）エネルギーに関する諸問題（II）	6
・ エネルギー・地球温暖化対策（III）地球温暖化対策	13
・ 地方創生関連事業（I）地域少子化対策	15
・ 地方創生関連事業（II）ローカル・イノベーション	18
・ 地方創生関連事業（III）小さな拠点	21
・ 地方創生関連事業（IV）地域観光まちづくり（日本版DMO）	22
・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック関連（I）スポーツ関連予算	25
・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック関連（II）2020 年東京オリンピック・パラリンピック関連予算	28
・ 基金に関する事業	31
・ 子供の学力向上（I）義務教育、全国学力テスト	34
・ 子供の学力向上（II）英語教育強化事業、留学支援事業	38
・ 科学技術ビッグプロジェクト（I）スーパーコンピューター	40
・ 科学技術ビッグプロジェクト（II）国際宇宙ステーション（ISS）開発に関する予算	44
・ 耐震化の効果的な促進 不特定多数の者が利用する大規模建築物（ホテル、旅館等）等の耐震化	46
・ PFI 手法等を活用した効果的・効率的なインフラ整備の推進	48
・ 正社員雇用の推進	50
・ KPI に対応する成果目標設定	51

平成 27 年「通告」対象事業

・ 総合特区の推進調整に必要な経費	55
・ インターネット・ホットライン業務	56
・ 電子政府関連事業（政府情報システム基盤整備）	57
・ 地域人権問題に対する人権擁護活動の委託	60
・ 舞台芸術創造力向上・発信プラン	61
・ 高大接続改革推進プログラム	62
・ A I P：人工知能/ビッグデータ/I o T/サイバーセキュリティ統合プロジェクト	63
・ 肝炎患者等支援対策事業費	64
・ 高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費	65
・ ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払	66

平成 27 年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）の指摘事項に対する

各府省の対応状況

（平成 28 年 10 月 28 日時点）

担当府省名	文部科学省、経済産業省		
テーマ等	エネルギー・地球温暖化対策（I）エネルギーに関する諸問題（I）		
指摘事項	<p>・使用済燃料運搬船「開栄丸」については、ほとんど使用していないにもかかわらず、使用を前提とした契約内容に基づき維持管理費等が12億円も支出され続けているのは問題である。</p> <p>こうした状況に対して、①今後の利用状況の見通しを踏まえながら、契約の打ち切りや契約内容の見直しも含め、最も合理的な方策に改めて、早急に実行すべきである。仮に当面現在の契約を継続するとしても、現在の使用状況等を踏まえ、毎年度発生する費用の圧縮をはじめ、更なるコスト削減に取り組むべきである。</p> <p>・②最終処分場の立地のめどが立っていない段階で、リサイクル機器試験施設（RETF）について、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）を最終処分場に運ぶための容器に入れる施設へ改造することは時期尚早であり、その予算計上は見送るべきである。また、この施設の在り方について考える際には、コスト意識をもって検討すべきである。</p> <p>・③日本原子力研究開発機構の運営については、今回取り上げた個々の事業に限らず、契約等を含め、業務運営の透明化をさらに向上させるとともに、コスト削減に取り組むべきである。国民の税金を使っている以上、契約における秘密保持条項の付帯は必要最小限にするべきである。また、既存の契約で秘密保持条項があるものについても、不開示とする合理的な理由がない限り、情報を公開すべきである。</p> <p>・④全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金については、執行率が極めて低く、大間原子力発電所の運転時期の動向を踏まえて、抜本的に見直しを行うべきである。特に、将来この補助金によって技術開発が行われ、その技術開発から収益が得られた場合には、交付額に限りなく近い額を国庫に返納させるよう、取り組むべきである。</p> <p>・⑤海外ウラン探鉱支援事業補助金、濃縮ウラン備蓄対策事業補助金については、事業の必要性や今後の見通しを踏まえ、適切な予算の規模とすべきである。また、⑥事業の実績や有効性等のレビュー・シートへの記載も充実させるべきである。</p> <p>・⑦緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油分）については、国家石油備蓄基地に蔵置されている原油管理に関して、複数の基地をグループ化して入札を行うなどの工夫やコスト削減のインセンティブ導入等により、更にコスト削減に取り組むべきである。</p> <p>・⑧このテーマで取り上げた5つの事業を含む、エネルギー対策特別会計から支出されている事業については、透明性の向上に一層取り組むとともに、事業の効果や効率性をより一層精査すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
・使用済燃料運搬船「開栄丸」については、ほとんど使用していないにもかかわらず、使用を前提とした契約内容に基づき維持管理費等が12億円も支出され続けているのは問題である。	【文部科学省】指摘を踏まえ、開栄丸については使用の終了を行うこととし、終了に伴い必要な費用の最小化等について交渉を進める。	【文部科学省】原子力機構から関係事業者に対し、開栄丸の「使用の終了」に係る通知を行った（平成28年2月24日、平成28年3月7日）。また、費用の最小化等を計るために、原子力機構が関係事業者との間で交渉を進めている。	
・②最終処分場の立地のめどが立っていない段階で、リサイクル機器試験施設（RETF）について、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）	【文部科学省】指摘を踏まえ、RETFの改造に係る経費約2億円の平成28年度予算案への計上を見送る。一方、RETFの利活	【文部科学省】○RETFの改造に係る経費約2億円の平成28年度予算への計上を見送り。○原子力機構において、RETFの利活用方策について引き続き検討を進めている。	

<p>体）を最終処分場に運ぶための容器に入る施設へ改造することは時期尚早であり、その予算計上は見送るべきである。また、この施設の在り方について考える際には、コスト意識をもって検討すべきである。</p>	<p>用方策については、透明性を高めて引き続き検討を進める。</p>	
<p>・③日本原子力研究開発機構の運営について は、今回取り上げた個々の事業に限らず、契約等を含め、業務運営の透明化をさらに向上させるとともに、コスト削減に取り組むべきである。国民の税金を使っている以上、契約における秘密保持条項の付帯は必要最小限にするべきである。また、既存の契約で秘密保持条項があるものについても、不開示とする合理的な理由がない限り、情報を公開すべきである。</p>	<p>【文部科学省】 契約書や仕様書に含まれる秘密情報はできる限り少なくするとともに、秘密保持条項については、その適用範囲を明確にするため、平成 28 年早期をメドに規定を整備する予定。 上記も含め、原子力機構の透明性の確保・コスト削減を一層進めるべく、早急に具体策を検討する。</p>	<p>【文部科学省】 ○開発丸や RETF の改造に係る経費を含め、原子力機構の運営費交付金に関しコスト削減等に取り組むことにより、概算要求額から 381 億円程度減額（平成 28 年度予算に反映）。 ○秘密保持情報の付帯については、秘密保持条項の適用範囲を明確にする規定を整備した（平成 28 年 3 月 31 日）。 ○業務運営のさらなる透明性を確保するために、原子力機構の契約監視委員会の下に「契約方法等の改善に関する分科会」を設置し、「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ（平成 28 年 7 月 5 日）」が取りまとめられた。本とりまとめにおける提言を受け、契約業務のさらなる競争性、公平性、透明性の確保に向けた取組を実施していく。</p>
<p>・④全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金については、執行率が極めて低く、大間原子力発電所の運転時期の動向を踏まえて、抜本的に見直しを行うべきである。特に、将来この補助金によって技術開発が行われ、その技術開発から収益が得られた場合には、交付額に限りなく近い額を国庫に返納させるよう、取り組むべきである。</p>	<p>【経済産業省】 平成 28 年度予算案では安全性の評価に必要な最小限の技術開発やこれまでの事業の総括に対象を絞り込む。平成 29 年度以降は、廃止の方向で検討する。また、将来この補助金によって技術開発が行われ、その技術開発から収益が得られた場合には、交付要綱に基づき最大限国庫に納付させるよう、取り組む。</p>	<p>【経済産業省】 左記方針に基づき、概算要求額から 0.5 億円程度減額（平成 28 年度政府予算に反映）。 収益納付については、本補助金の目的がフル MOX 燃料原子炉施設の安全性向上等の技術開発の支援であることに鑑み、技術開発の成果である産業財産権から収益が発生する場合を念頭に、補助金交付要綱上において補助金交付額を上限に国庫納付させる旨の規定を設けている。これに基づき、具体的には、事業終了後 20 年の間に、産業財産権の譲渡、実施権の設定等により収益が発生した場合、国庫納付させることとする。公開プロセス（6/20）評決結果を踏まえ、本事業は予定を前倒し平成 29 年度予算要求を行わず、平成 28 年度をもって終了した。</p> <p>【公開プロセス（6/20）評決結果】 本事業は、「事業全体の抜本的な改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。 ○平成 8 年から開始された本事業は、28 年度に基本設計の検証を実施したことで本事業の役割を終えたと評価でき、29 年度から前倒して廃止すべき。 ○事業の成果を広く国民に公開すべき。</p>
<p>・⑤海外ウラン探鉱支援事業補助金、濃縮ウラン備蓄対策事業補助金については、事業の必要性や今後の見通しを踏まえ、適切な予算の規模とすべきである。また、事業の実績や有効性等のレビューシートへの記載も充実させるべきである。</p>	<p>【経済産業省】（海外ウラン探鉱支援事業補助金）ウラン調達元の多角化という観点から地域的なバランスや国が支援する必要性等に配慮するとともに、民間探鉱への移行可能性も考慮し、案件の重点化を図ることにより、平成 28 年度政府予算案に反映させる。（濃縮ウラン備蓄対策事業補助金）原発再稼働の動きを受けて</p>	<p>【経済産業省】 (海外ウラン探鉱支援事業補助金) 左記方針に基づき、概算要求額から 2 億円程度減額（平成 28 年度政府予算に反映）。 平成 29 年度概算要求においては、資源国との関係で外交的にコミットしている案件を中心に必要最小限度のものに絞り込んで要求することで、平成 28 年度予算から更に 2 億円の減額を行った。 (濃縮ウラン備蓄対策事業補助金)</p>

	<p>平成 27 年度中に備蓄量を 30 トンに拡大するとともに、必要最小限の予算を計上する。</p>	<p>備蓄量について、まずは 30 トンの備蓄の維持に必要な 0.9 億円を計上（平成 28 年度政府予算）。</p> <p>なお、平成 27 年度中に備蓄量を 30 トンに拡大済み。</p> <p>本事業は国際貢献の観点から事業を再精査することとし、平成 29 年度は予算要求を行わないこととした。今後については、平成 29 年 9 月に完成する IAEA の低濃縮ウランバンクの稼働状況・各国のニーズ等を踏まえ、別途検討を行う。</p> <p>【公開プロセス（6/20）評決結果】</p> <p>本事業は、「事業全体の抜本的な改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○濃縮ウラン備蓄対策事業補助金については、国際的な協力体制を踏まえ、現在の 30 トン、将来目標 60 トンという備蓄規模が妥当かどうか、不断の検討を行うべき。 ○海外ウラン探鉱支援事業は、事業の具体的目標、事業計画等の立案・策定が不十分で、国費を投入する必要があるかどうか判定できない。必要性が立証できなければ、廃止すべき。 ○両事業の必要性や有効性について国民に理解して頂けるよう、事業の効果等を検証できるよう P D C A サイクルをより充実させ、レビュー・シートの記述に反映させるべき。 ○事業の全体像をわかりやすく説明してほしい。 ○予想投資收益率も考慮に入れるべき。 ○現状分析、具体的目標、事業計画が存在しないようなので、早急に立案して秘匿の必要がなければ、公表すべき。 	
<p>・海外ウラン探鉱支援事業補助金、濃縮ウラン備蓄対策事業補助金については、事業の必要性や今後の見通しを踏まえ、適切な予算の規模とすべきである。また、⑥事業の実績や有効性等のレビュー・シートへの記載も充実させるべきである。</p>	<p>【経済産業省】（海外ウラン探鉱支援事業補助金）レビュー・シートについて、成果目標の見直しを検討するとともに、事業概要及びその有効性についても説明を充実させる。（濃縮ウラン備蓄対策事業補助金）レビュー・シートについて、事業概要及びその有効性についても説明を充実させる。（スケジュール）平成 28 年度行政事業レビューに反映。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>（海外ウラン探鉱支援事業補助金）</p> <p>レビュー・シートについて、成果目標を、「民間の自主的探鉱事業に移行した件数」に見直すなど、内容を充実させた。</p> <p>（濃縮ウラン備蓄対策事業補助金）</p> <p>レビュー・シートにおいて、我が国としての備蓄のみならず国際的な核燃料備蓄への貢献という観点を踏まえ、60 トンの備蓄を行う方針である旨を記載するなど、事業の必要性等に係る内容を充実させた。</p> <p>【公開プロセス（6/20）評決結果】</p> <p>本事業は、「事業全体の抜本的な改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○濃縮ウラン備蓄対策事業補助金については、国際的な協力体制を踏まえ、現在の 30 トン、将来目標 60 トンという備蓄規模が妥当かどうか、不断の検討を行うべき。 ○海外ウラン探鉱支援事業は、事業の具体的目標、事業計画等の立案・策定が不十分で、国費を投入する必要があるかどうか判定できない。必要性が立証できなければ、廃止すべき。 	

		<p>ば、廃止すべき。</p> <p>○両事業の必要性や有効性について国民に理解して頂けるよう、事業の効果等を検証できるようP D C Aサイクルをより充実させ、レビューシートの記述に反映させるべき。</p> <p>○事業の全体像をわかりやすく説明してほしい。</p> <p>○予想投資収益率も考慮に入れるべき。</p> <p>○現状分析、具体的目標、事業計画が存在しないようなので、早急に立案して秘匿の必要がなければ、公表すべき。</p>	
<p>・⑦緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び國家備蓄施設の管理委託費（石油分）については、国家石油備蓄基地に蔵置されている原油管理に関して、複数の基地をグループ化して入札を行うなどの工夫やコスト削減のインセンティブ導入等により、更にコスト削減に取り組むべきである。</p>	<p>【経済産業省】 平成 28 年秋に開始予定の新たな契約に向けた調達プロセス（国家備蓄基地の操業サービス会社の一 般競争入札手続による選定）において、一社が複数基地の入札をすることを可能とする制度の導入等を通じ、入札手続の改善と更なるコスト削減に取り組む。入札手続改善の検討に向けて、内閣府による市場化テスト（官民競争入札）制度を活用する。（スケジュール）平成 28 年秋以降 市場化テストプロセスの実施、調達プロセスの開始</p>	<p>【経済産業省】 JOGMEC が締結する契約の効率化や操業会社における修繕保全計画の見直しにより、14 億円程度の削減。（平成 28 年度政府予算に反映）</p> <p>当該管理委託費に係る契約について、内閣府（4 月より総務省に移管）による市場化テスト（官民競争入札）制度の対象とすることを決定した。（平成 27 年 12 月 16 日決定）</p> <p>現在、公開プロセス（6/20）の評決結果を踏まえ、国家備蓄基地の管理委託費に係る操業サービス会社の一般競争入札について、市場化テスト制度を活用すべく、実施要項案を検討中。今後、総務省の官民競争入札等監理委員会で審査予定。</p> <p>【公開プロセス（6/20）評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。</p> <p>○昨年の秋のレビューで指摘のあった、複数基地のグループ化の指摘に対応すべく、1者による複数基地の入札や、複数者連名での複数基地の入札を可能とすることを入札関連書類に明記する等、引き続き新規事業者の参入促進に取り組む。</p> <p>○一者応札の場合であっても、応札者と価格交渉を行う等、合理的な費用圧縮に向けた工夫について引き続き検討すべき。</p> <p>○石油の安定供給のための安全保障の観点から、多角化することも含め、我が国が現在保有している 163 日分の石油備蓄について、現在の保有方法や量が合理的であるか、引き続き検証を行うべき。</p> <p>○備蓄基地において行われる訓練が、より実効性を持つよう、訓練の実施のあり方について、必要に応じて見直すべき。</p>	<p><内閣府 HP 平成 27 年度 の対象事 業選定と 今後の進 め方等 >http://www5.ca/o.go.jp/koukyo/jigyo/sentei2015.html</p>
<p>・⑧このテーマで取り上げた 5 つの事業を含む、エネルギー対策特別会計から支出されている事業については、透明性の向上に一層取り組むとともに、事業の効果や効率性をより一層精査すべきである。</p>	<p>【文部科学省・経済産業省・環境省】 レビューによる指摘を踏まえ、エネルギー対策特別会計から支出されている事業については、透明性の向上に一層取り組むとともに、事業の効果や効率化をより一層精査する。</p>	<p>【文部科学省・経済産業省・環境省】 レビューによる指摘を踏まえ、上記①～⑦のほかエネルギー対策特別会計の以下の 4 事業の効率性の精査を実施し、110 億円程度の削減。（平成 28 年度政府予算に反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油ガス分）（経産省） ・民生用燃料電池（エネファーム）導入支援補助金（経産省） ・地球温暖化対策技術普及等推進事業（経産省） 	

担当府省名	文部科学省、経済産業省		
テーマ等	エネルギー・地球温暖化対策（Ⅱ）エネルギーに関する諸問題（Ⅱ）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金等については、事業目的である電源地域の振興等に真に役立つものとなっているか検証できるよう、まず、国において適切な成果指標を設定するとともに、②交付金の交付の際に地方公共団体にも適切な成果指標の設定や効果検証を求めるべきである。これらについては、③所管省庁のホームページにおいて、とりまとめて公表すべきである。 ・④原子力発電施設等立地地域特別交付金をはじめとした各種交付金、補助金については、事業の透明性を向上させる観点から、支給根拠となる交付規則をホームページ上に公表するとともに、⑤交付先の自治体に対しても自治体ホームページへの事後評価報告書の掲載等を要請すべきである。また、⑥申請内容を審査する外部委員及びその選定方法の公表を検討するとともに、⑦交付金を用いた事業の事後評価を厳格に行うべきである。 ・⑧広報・調査等交付金など広報関係の交付金については、適切な成果指標を設定するとともに、事業評価結果を公表すべきである。 ・⑨エネルギー構造転換理解促進事業、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業については、地域の自立を図る観点から期限を区切るなど重点的に支援すべきである。 ・⑩核燃料サイクル交付金、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、原子力総合コミュニケーション事業については、執行率が低調であるが、事業が効果的なものとなっているか、適切な成果目標を設定した上で、検証すべきである。 ・⑪原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金については、民間団体を経由して執行業務を行っているが、地方自治体による直接の事務執行を含め、効率的な事業執行の在り方を検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日） 時点における進捗状況	備考
・①電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金等については、事業目的である電源地域の振興等に真に役立つものとなっているか検証できるよう、まず、国において適切な成果指標を設定するとともに、交付金の交付の際に地方公共団体にも適切な成果指標の設定や効果検証を求めるべきである。これらについては、所管省庁のホームページにおいて、とりまとめて公表すべきである。	<p>【文部科学省】 行政事業レビューシートの記載項目について、発電用施設等の設置・運転の円滑化という電源立地対策の趣旨に鑑み、成果指標の適切な修正を行う。</p> <p>（スケジュール） 平成28年度行政事業レビューに反映。</p>	<p>【文部科学省】 電源立地地域対策交付金における平成28年度行政事業レビューシートについては、交付先の地方自治体の負担に配慮しつつ、成果指標・目標の見直しを行った。具体的には、定量的な成果目標として、「交付金事業によって発電用施設の設置及び運転の円滑化への地域住民の理解が促進されたと回答した事業数」に変更する見直しを行った。 成果指標・目標の設定については、今後も効果的な事業となるよう適宜見直しを図っていく。</p>	—
	<p>【経済産業省】 行政事業レビューにおける当省からの冒頭説明のとおり、電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金及び広報・調査等交付金の行政事業レビューシートの記載項目について、発電用施設等の設置・運転の円滑化という電源立地対策の趣旨に鑑み、適切な</p>	<p>【経済産業省】 行政事業レビューシートの記載項目について、電源立地地域対策交付金において、定量的な成果目標として、「交付金事業によって発電用施設の設置及び運転の円滑化への地域住民の理解が促進されたと回答した自治体数」に変更し、交付金事務等交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金及び広報・調査等交付金においても、同旨の変更を行った。</p>	—

	<p>修正を行う。</p> <p>(スケジュール) 平成 28 年度行政事業レビューに反映。</p>	<p>P D C A サイクルをしっかり回す観点から、各年度ごとの自治体による事業執行において当該自治体が提出した過年度の事業評価が適切に反映されるようにする。</p> <p>【公開プロセス（6/20）評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。 ○各種交付金・補助金による自治体の実施事業については、制度趣旨に沿っているか、立地地域のためになっているか等について、自治体が策定する事業計画・事業評価報告書に基づき不断のチェックを行い、引き続き丁寧に審査・検証すべき。 ○交付金事業の統合・簡素化を検討すべき。 ※とりまとめコメントから関係箇所を抜粋</p>	
<p>・電源立地地域対策交付金、交付金事務等 交付金等については、事業目的である電源 地域の振興等に真に役立つものとなつてい るか検証できるよう、まず、国において適 切な成果指標を設定するとともに、②交付 金の交付の際に地方公共団体にも適切な成 果指標の設定や効果検証を求めるべきであ る。これらについては、所管省庁のホーム ページにおいて、とりまとめて公表すべき である。</p>	<p>【文部科学省】 交付先の地方公共団体に対し、個々の交付金事業について P D C A サイクルの改善を図るよう求める。 (スケジュール) 平成 28 年 2 月、立地自治体に対して要請予定。</p> <p>【経済産業省】 交付先の自治体に対し、電源立地地域対策交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金及び広報・調査等交付金について、P D C A サイクルの改善を図るよう求める。</p> <p>(スケジュール) 平成 28 年 1 月、立地自治体に対して要請予定。</p>	<p>【文部科学省】 交付先の地方自治体の負担に配慮しつつ、個々の交付事業について、交付申請時に定量的な目標を提示し、事業評価報告書において事後的にその目標の達成度を評価するなど、P D C A サイクルの強化を求めた。</p> <p>【絏済産業省】 電源立地地域対策交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金及び広報・調査等交付金について、交付先の自治体に対し、個々の交付事業について、交付申請時に定量的な目標を提示し、事業評価報告書において事後的にその目標の達成度を評価するなど、P D C A サイクルの強化を求めた。</p> <p>P D C A サイクルをしっかり回す観点から、各年度ごとの自治体による事業執行において当該自治体が提出した過年度の事業評価が適切に反映されるようにする。</p> <p>【公開プロセス（6/20）評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。 ○各自治体と一体になり、交付金・補助金の申請のサポートや、国からの資金終了後を見据えた計画検討など、細やかな支援が必要なのではないか。 ※とりまとめコメントから関係箇所を抜粋</p>	—

<p>・電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金等については、事業目的である電源地域の振興等に真に役立つものとなっていけるか検証できるよう、まず、国において適切な成果指標を設定するとともに、交付金の交付の際に地方公共団体にも適切な成果指標の設定や効果検証を求めるべきである。これらについては、③所管省庁のホームページにおいて、とりまとめて公表すべきである。</p>	<p>【文部科学省】 平成28年度以降の実施事業について、文部科学省ホームページにおいて電源立地地域対策交付金、広報・調査等交付金に係る地方自治体の実施事業の事業概要及び事業評価報告書を公表する。(スケジュール) 平成27年度の実施事業の各自治体からの事業評価報告書の提出を踏まえ、その内容を検証した上で、文部科学省のホームページに公表する。平成28年度以降についても同様に対応する。</p> <p>【絏済産業省】 行政事業レビューにおける当省からの冒頭説明のとおり、資源エネルギー庁のホームページに公表する。</p> <p>(スケジュール) 平成27年度の実施事業の各自治体からの事業評価報告書の提出を踏まえ、その内容を検証した上で、資源エネルギー庁のホームページに公表する。平成28年度以降についても同様に対応する。</p>	<p>【文部科学省】 文部科学省ホームページにおいて、電源立地地域対策交付金、広報・調査等交付金に係る地方自治体の実施事業の事業概要及び事業評価報告書を公表することとし、平成27年度の事業評価報告書については、公表の手続き中。</p>	<p>【文部科学省】 (事業評価報告書(事業概要を含む)) http://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/gensi/1283933.htm</p>
<p>・④原子力発電施設等立地地域特別交付金をはじめとした各種交付金、補助金については、事業の透明性を向上させる観点から、支給根拠となる交付規則をホームページ上に公表するとともに、交付先の自治体に対しても自治体ホームページへの事後評価報告書の掲載等を要請すべきである。また、申請内容を審査する外部委員及びその選定方法の公表を検討するとともに、交付金を用いた事業の事後評価を厳格に行うべきである。</p>	<p>【文部科学省】 平成27年12月までに文部科学省ホームページにおいて、電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金、広報・調査等交付金の交付規則並びに電源地域産業育成支援補助金の交付要綱を公表する。(スケジュール) 平成27年12月28日に公表済み。</p> <p>【絏済産業省】 行政事業レビューにおける当省からの冒頭説明のとおり、ホームページに公表する。</p> <p>(スケジュール) 平成27年12月28日に公表済み。</p>	<p>【文部科学省】 文部科学省のホームページにおいて、電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金、広報・調査等交付金の交付規則並びに電源地域産業育成支援補助金の交付要綱を公表した。</p> <p>【絏済産業省】 資源エネルギー庁のホームページに、電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金、広報・調査等交付金及び原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業に係る交付金の交付規則並びに原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の交付要綱及び実施要領を公表した。</p> <p>【公開プロセス(6/20)評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。 ○国民の理解を得られるための広報の取組として、情報公開や交付金施設への表示の一層の徹底を通じて、電源立地対策の制度趣旨について、立地地域のみならず国民理解の浸透を図ること。 ※とりまとめコメントから関係箇所を抜粋</p>	<p>【文部科学省】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikatu/gensi/1364857.htm</p> <p>【絏済産業省】 http://www.enec.go.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/rightshien/</p>

		<p>まえた改善点の検討を行うこと。 ○国民の理解を得られるための広報の取組として、情報公開や交付金施設への表示の一層の徹底を通じて、電源立地対策の制度趣旨について、立地地域のみならず国民理解の浸透を図ること。 ※とりまとめコメントから関係箇所を抜粋</p>	
<p>・原子力発電施設等立地地域特別交付金をはじめとした各種交付金、補助金については、事業の透明性を向上させる観点から、支給根拠となる交付規則をホームページ上に公表するとともに、⑤交付先の自治体に対しても自治体ホームページへの事後評価報告書の掲載等を要請すべきである。また、申請内容を審査する外部委員及びその選定方法の公表を検討するとともに、交付金を用いた事業の事後評価を厳格に行うべきである。</p>	<p>【文部科学省】 今年度内に自治体に対し、事業評価報告書のホームページ公表を求める。(スケジュール) 平成 28 年 2 月、立地自治体に対して要請予定。</p> <p>【経済産業省】 交付先の自治体に対し、事業評価報告書のホームページ公表を求める。 (スケジュール) 平成 28 年 1 月、立地自治体に対して要請予定。</p>	<p>【文部科学省】 交付先の地方自治体の負担に配慮しつつ、電源立地地域対策交付金、広報・調査等交付金に係る事業評価報告書を、地方自治体ホームページにおいて公表するよう求めた。</p> <p>【経済産業省】 交付先の自治体に対し、電源立地地域対策交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金及び広報・調査等交付金に係る事業評価報告書を自治体ホームページに公表するよう求めた。</p> <p>P D C A サイクルの強化が実効的になるよう、自治体 HP への公表状況を適宜フォローしていく。</p> <p>【公開プロセス (6/20) 評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。 ○P D C A サイクルの強化が実効的になるよう、自治体 HP への公表状況をきちんとフォローすべき。 ※とりまとめコメントから関係箇所を抜粋</p>	—
<p>・原子力発電施設等立地地域特別交付金をはじめとした各種交付金、補助金については、事業の透明性を向上させる観点から、支給根拠となる交付規則をホームページ上に公表するとともに、交付先の自治体に対しても自治体ホームページへの事後評価報告書の掲載等を要請すべきである。また、⑥申請内容を審査する外部委員及びその選定方法の公表を検討するとともに、交付金を用いた事業の事後評価を厳格に行うべきである。</p>	<p>【経済産業省】 実施事業に係る計画の審査に向けて、公表による事業の適正な遂行への支障も踏まえつつ、検討する。 (スケジュール) 平成 28 年度の実施事業に係る計画の審査に向けて検討する。</p>	<p>【経済産業省】 外部委員による審査プロセスの透明性向上の観点等を踏まえ、次期委員会の外部委員については、公表を前提に選定を行う。</p> <p>【公開プロセス (6/20) 評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。○外部委員及びその選定方法の公表について、公表前提の外部委員の選定を進めるべき。 ※とりまとめコメントから関係箇所を抜粋</p>	—

<p>・原子力発電施設等立地地域特別交付金をはじめとした各種交付金、補助金については、事業の透明性を向上させる観点から、支給根拠となる交付規則をホームページ上に公表するとともに、交付先の自治体に対しても自治体ホームページへの事後評価報告書の掲載等を要請すべきである。また、申請内容を審査する外部委員及びその選定方法の公表を検討するとともに、⑦交付金を用いた事業の事後評価を厳格に行うべきである。</p>	<p>【絏済産業省】 事業評価報告書のホームページ公表など事業の透明性のための取組を通じて、交付金を用いた事業の事後評価の厳格化を図る。 (スケジュール) 平成28年1月、立地自治体に対して要請予定。</p>	<p>【絏済産業省】 交付先の自治体に対し、事業評価報告書のホームページ公表のほか、交付金事業に係る施設等への標示の徹底等を求め、こうした取組を通じて、個々の事業の透明性を高め、交付金事業の事後評価をより厳格に行うよう求めた。 P D C Aサイクルをしっかり回す観点から、各年度ごとの自治体による事業執行において当該自治体が提出した過年度の事業評価が適切に反映されるようにする。 【公開プロセス（6/20）評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。 ○更なるP D C Aサイクルの強化のため、交付先の自治体において交付金が効果的に活用されているか、自治体の行う政策評価との連携を深めることも検討しつつ、把握・精査を行うべき。 ※とりまとめコメントから関係箇所を抜粋</p>	-
<p>・⑧広報・調査等交付金など広報関係の交付金については、適切な成果指標を設定するとともに、事業評価結果を公表すべきである。</p>	<p>【文部科学省】 行政事業レビューの記載項目について、発電用施設等の設置・運転の円滑化という電源立地対策の趣旨に鑑み、成果指標の適切な修正を行うとともに、平成27年度以降の実施事業について、事業評価結果を公表する。(スケジュール) 平成28年度行政事業レビューに反映。</p>	<p>【文部科学省】 広報・調査等交付金における平成28年度行政事業レビューについて、交付先の地方自治体の負担に配慮しつつ、成果指標・目標の見直しを行った。具体的には、定量的な成果目標として、「交付金事業によって発電用施設の設置及び運転の円滑化への地域住民の理解が促進されたと回答した事業数」に変更する見直しを行った。成果指標・目標の設定については、今後も効果的な事業となるよう適宜見直しを図っていく。さらに、事業評価結果については、平成27年度予算以降、電源立地地域対策交付金等と同様に、事業評価報告書の作成を求めるとともに、これを文部科学省のホームページにおいて公表し、地方自治体のホームページにおいても公表することを求めた。</p>	-
	<p>【絏済産業省】 行政事業レビューにおける当省からの冒頭説明のとおり、行政事業レビューの記載項目について、発電用施設等の設置・運転の円滑化という電源立地対策の趣旨に鑑み、適切な修正を行うとともに、事業評価結果について資源エネルギー庁のホームページへの公表等を行う。 (スケジュール) ・行政事業レビューの記載項目については、平成28年度行政事業レビューに反映。</p>	<p>【絏済産業省】 行政事業レビューの記載項目について、定量的な成果目標として、「交付金事業によって発電用施設の設置及び運転の円滑化への地域住民の理解が促進されたと回答した自治体数」に変更する。また、事業評価結果については、電源立地地域対策交付金等と同様に、立地自治体に対し、事業評価報告書の作成を求めるとともに、これを資源エネルギー庁のホームページに公表し、また、立地自治体のホームページにも公表を求めた。 【公開プロセス（6/20）評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。</p>	-

	<p>・事業評価報告書については、平成 27 年度の実施事業の各自治体からの提出を踏まえ、その内容を検証した上で、資源エネルギー庁のホームページに公表する（平成 28 年度以降についても同様に対応する）。また、立地自治体のホームページへの公表については、平成 28 年 1 月、立地自治体に対して要請予定。</p>		
<p>・⑨エネルギー構造転換理解促進事業、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業については、地域の自立を図る観点から期限を区切るなど重点的に支援すべきである。</p>	<p>【経済産業省】エネルギー構造転換理解促進事業や廃炉に係る原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業の交付金については、終期の目途を検討する。</p>	<p>【経済産業省】 廃炉に係る原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業の交付金については、最大 10 年間の交付期間を設定した。エネルギー構造転換理解促進事業についても、中長期的に、一定の時間をかけて地域の自立や新たなエネルギービジネスの確立等を図っていく必要があることから、最大 10 年程度の事業期間を設定する。原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金については、自治体に「地域活性化中長期計画」を作成するように求めており、それに沿って交付決定を行っている。エネルギー構造転換理解促進事業については、自治体にもよく説明を行い、意見や要望を踏まえながら執行している。</p> <p>【公開プロセス（6/20）評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。 ○事業期間の 10 年間を経て立地地域が自立する絵姿を描き、それに沿った支援を行っていくべき。 ○エネルギー構造転換事業は、地域のニーズに合っているのか注視すべき。 ※とりまとめコメントから関係箇所を抜粋</p>	—
<p>・⑩核燃料サイクル交付金、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、原子力総合コミュニケーション事業については、執行率が低調であるが、事業が効果的なものとなっているか、適切な成果目標を設定した上で、検証すべきである。</p>	<p>【経済産業省】 ・核燃料サイクル交付金については、行政事業レビューにおける当省からの冒頭説明のとおり、行政事業レビューシートの記載項目について、発電用施設等の設置・運転の円滑化という電源立地対策の趣旨に鑑み、適切な修正を行う。 ・原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業及び原子力総合コミュニケーション事業についても、行政事業レビューシートの記載項目について、事業の性質を踏まえつつ、適切な修正を行う。 (スケジュール)</p>	<p>【経済産業省】 ・核燃料サイクル交付金、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、原子力総合コミュニケーション事業については、平成 27 年度予算において、低調な執行率、自治体のニーズ等を踏まえて、必要額を精査した結果、概算要求額から、それぞれ 30 億円、2.9 億円、1.2 億円程度削減した。（平成 28 年度政府予算に反映） ・核燃料サイクル交付金においては、定量的な成果目標として「交付金事業によって核燃料サイクル施設等の設置及び運転の円滑化への地域住民の理解が促進されたと回答した自治体数」に変更した。 ・原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業については、本事業を活用する原発立地地域に対して、事業の定量的・定性的な目標を設定させることとし、行政事業レビューシートにおいて、それらの目</p>	—

	平成 28 年度行政事業レビューに反映。	<p>標の達成状況を本事業の成果指標とした。また、原子力総合コミュニケーション事業（現：原子力に関する国民理解促進のための広聴・広報等事業）については、原子力を含む我が国のエネルギー政策、放射線等の理解促進や風評被害の防止等について、立地地域や国民の理解の促進を図ることを定量的な成果目標とし、事業参加前と参加後の興味・関心や理解度合いの変化等を成果指標とした。</p> <p>【公開プロセス（6/20）評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。</p>	
・⑪原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金については、民間団体を経由して執行業務を行っているが、地方自治体による直接の事務執行を含め、効率的な事業執行の在り方を検討すべきである。	<p>【経済産業省】 交付先の自治体の執行業務における民間団体の活用の要否又は適否は、一義的には各自治体が判断すべきところ、執行の在り方については、こうした観点を踏まえつつ、検討する。</p> <p>(スケジュール) 平成 28 年 1 月、立地自治体に対して要請予定。</p>	<p>【経済産業省】 道府県がセンター以外の団体を活用しない理由や直接執行しない理由を調査した上で、効率的な事業執行を行う上での課題があれば、直接の事務執行を含め、効率的な事業実施に向けた検討を自治体に求めた。</p> <p>これまで申請企業の業種に特段条件がなかったところ、限られた財源の中で本補助金の雇用創出効果等をより高めるため、新規申請対象企業について、製造業及び自治体が積極的に誘致した企業に限定した（平成 28 年度上期申請分から適用）。</p> <p>【公開プロセス（6/20）評決結果】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。 ○原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金等、支援効果が弱くなっているものについて、より具体的な事業成果・対応策の検討を加えてほしい。 ※とりまとめコメントから関係箇所を抜粋</p>	—

担当府省名	環境省、経済産業省		
テーマ等	エネルギー・地球温暖化対策（Ⅲ）地球温暖化対策		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業については、都道府県・特例市以上の市町村は100%計画を策定済みであり、既に公共施設への省エネ投資を行っている自治体も多く存在している。また、既存の補助金の中には、温暖化対策を支援するものが存在する。<u>①本事業については、必要性及び効率性について十分に検討した上で、補助対象自治体、補助対象設備等について真に必要なものに限るとともに、既存の補助金との役割分担・調整を行うなど、徹底した必要経費の圧縮を行うべきである。</u> CCSについては、2020年頃にCCS技術の実用化を実現し、CCSを2020年以降のCO2の効果的な削減に寄与させるためにも、技術の実用化に向けた現状を検証し、人・モノ・金を分散させることなく、戦略的かつ集中的に投下すべきである。<u>②具体的には、経済性・早期実現性を重視する観点から、まずは沿岸での実証事業に人・モノ・金を戦略的かつ集中的に投入すべきである。</u> ③CO2削減を目的とする事業については、レビューシートに同一の基準で1トンあたりCO2削減コストを明示した上で、事業別に一覧できるようにすることを検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業については、都道府県・特例市以上の市町村は100%計画を策定済みであり、既に公共施設への省エネ投資を行っている自治体も多く存在している。また、既存の補助金の中には、温暖化対策を支援するものが存在する。<u>①本事業については、必要性及び効率性について十分に検討した上で、補助対象自治体、補助対象設備等について真に必要なものに限るとともに、既存の補助金との役割分担・調整を行うなど、徹底した必要経費の圧縮を行うべきである。</u> 	<p>【環境省】</p> <p>補助対象自治体については、我が国新たな温室効果ガス排出削減目標に照らして遜色のない削減目標を掲げ、全庁的な取組体制の整備方針を掲げる自治体に限定する。加えて、設備導入の補助率についても、都道府県・政令市を1／3に、財政力指数が全国平均以上の政令市未満市町村を1／2に引き下げる。</p> <p>補助対象設備等については、自治体での導入実績が未だ全国的にも少なく、かつ、従来にない大幅な排出削減をもたらす案件を優先的に採択することとする。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>平成28年度事業の実施までに対象とする設備の具体的な要件を決定することとする。</p>	<p>【環境省】</p> <p>左記の対応により、概算要求約95億円を大幅に圧縮し、平成28年度政府予算案には50億円と計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業者からの交付規程の承認協議において真に必要な補助対象等を選定するよう、国の温室効果ガス排出削減目標に照らして遜色のない削減目標を掲げ、全庁的な取組体制の整備方針を掲げる自治体に限定する等の交付要件を定めた。 既存の補助金との役割分担については、次年度以降、本事業の対象は地方公共団体の庁舎等に重点化する方向で最終調整した。(地方公共団体実行計画（事務事業編）には補助対象となる施設類型は明記されていなかったことから、省エネ機器を対象としうる既存の補助金事業及び省庁間連携事業を関係省庁及び省内において整理し、小中学校（文科省）、水道施設（厚労省）、下水道施設（国交省）及び廃棄物処理施設（環境省）について、CEMS等により複数施設をネットワーク化して面的かつ効果的に実施する場合を除き、要綱等の改正により次年度の設備導入補助対象施設から明示的に除外する方向。) 	
<ul style="list-style-type: none"> CCSについては、2020年頃にCCS技術の実用化を実現し、CCSを2020年以降のCO2の効果的な削減に寄与させるためにも、技術の実用化に向けた現状を検証し、人・モノ・金を分散させることなく、戦略的かつ集中的に投下すべきである。<u>②具体的には、経済性・早期実現性を重視する観点から、まずは沿岸での実証事業に人・モノ・金を戦略的かつ集中的に投入すべきである。</u> 	<p>【環境省・経済産業省】</p> <p>御指摘を踏まえ、経済性・早期実現性を重視する観点から、まずは沿岸での実証事業に注力。また、二酸化炭素の貯留適地調査における調査地点についても、離岸距離の短い地点を重視。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>平成28年2月 有識者の意見等を踏まえつつ、貯留適地事業の来年度以降の調査計画を策定。</p> <p>平成28年4月 沿岸での実証事業において、二酸化</p>	<p>【環境省・経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省が実施している沿岸での実証事業については引き続き注力。 環境省事業のうち、沖合へのCO2輸送技術（シャトルシップ方式）の実証については当面見送ることを決定。結果、平成28年度予算要求額から7.3億円削減。平成29年度は、平成28年度見直し後と同額の36億円で予算要求を行った。 二酸化炭素の貯留適地調査（経済産業省・環境省連携事業）については離岸距離の短い地点に集中的に資源を投入することを決定。結果、平成28年度予算要求額から28.5億円（経済産業省：12.5億円、環境省：16億円）削 	

	炭素の圧入を開始。	減し、平成 28 年度予算額は 36.5 億円（経済産業省：12.5 億円、環境省 24 億円）となった。平成 29 年度は、36.5 億円（経済産業省：12.5 億円、環境省 24 億円）で予算要求を行った。	
・③CO2 削減を目的とする事業については、レビューシートに同一の基準で 1 トンあたり CO2 削減コストを明示した上で、事業別に一覧できるようにすることを検討すべきである。	<p>【環境省】 指摘を踏まえ、CO2 削減コストを明示した上で事業別に一覧できるよう検討することとする。 (スケジュール) CO2 削減量の目標値を算出するための考え方を示した地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックを平成 24 年 7 月に策定したところ。 当該ガイドブックを使った CO2 削減コストを明示できる事業については、行政事業レビューシートへの記載を進めていくこととする。</p> <p>【経済産業省】 御指摘を踏まえ、CO2 削減を目的とする事業（1 トン当たりの CO2 削減コストをアウトカム指標として用いている事業）は、行政事業レビューシートにその試算方法を明記するとともに、ホームページ上で事業別に検索しやすくなることを検討。 (スケジュール) 平成 28 年度行政事業レビューに反映。</p>	<p>【環境省】 平成 28 年度の行政事業レビューシートの最終公表内容をとりまとめ、CO2 削減コストを算出方法別・事業別に一覧にし、10 月中を目途に環境省ホームページにおいて公表する。</p> <p>【経済産業省】 CO2 削減を目的とする事業については、平成 28 年度行政事業レビューシートに、1 トン当たりの CO2 削減コストとその試算方法を明記するとともに、経済産業省のホームページ上に掲載した。</p>	<経済産業省 HP 行政事業レビューシート最終公表> http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2016/saishu/reviewsheet_sashu2016.html

担当府省名	内閣府												
テーマ等	地方創生関連事業（I）地域少子化対策												
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策は、国が喫緊に取り組まなければならない極めて大きな課題であることから、真に効果の見込まれる取組をしっかりと支援することが必要であり、①これまでの事業について、本当に効果があったかどうかの検証が求められる。 ・また、②少子化対策の政策体系の中での位置付けを明確化するとともに、受け手である地方公共団体の立場に立った見直しが求められる。特に、地域ぐるみの働き方改革など先駆的な取組を支援する「新型交付金」の創設を踏まえ、③新型交付金との関係を整理することが必要である。 ・さらに、④当初予算としては、現行の10／10の補助率は見直すべきである。 												
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考										
<p>・少子化対策は、国が喫緊に取り組まなければならない極めて大きな課題であることから、真に効果の見込まれる取組をしっかりと支援することが必要であり、①これまでの事業について、本当に効果があったかどうかの検証が求められる。</p>	<p>○指摘も踏まえ、地域少子化対策強化交付金について、 ・少子化対策の政策体系の中での支援の必要性 ・これまでの事業実績における効果 ・まち・ひと・しごと創生本部や各省との役割分担 の観点から、対象分野を集約し、支援事業の重点化を図る。</p> <p>○指摘も踏まえ、交付金の運用に当たっては、自治体にKPI（重要業績評価指標）の設定や効果検証の実施を求めるなど、これまで以上に効果検証を入念に実施する。</p> <p>○指摘も踏まえ、内閣府において交付金事業全体の定量的な効果検証をこれまで以上に入念に実施する。 (スケジュール) ○重点化及びKPIの設定等による効果検証の実施については、平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案において措置する。事業の効果検証については、それぞれの事業が終了し次第、遅滞なく着手し、結果を取りまとめる。</p>	<p>○これまでの事業実績における効果等を踏まえ、「結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行うための仕組みの構築」、「出産、妊娠に関する情報提供」、「結婚、妊娠、出産、育児をしやすい地域作りに向けた環境整備」については対象としないこととした。他方で、一億総活躍社会の実現に向けて少子化対策は緊急に実施すべき施策であることから、平成27年度補正予算から効果の見込まれる「結婚に関する取組」、「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成」に対象分野を集約し、支援の重点化を図った。</p> <p>○平成27年度補正予算から、次に掲げることなどにより、効果が見込まれる事業を採択しているほか、事業の効果検証を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体は、少子化対策の取組全体及びその効果検証等に基づく地域の課題、その中の申請事業の位置付けを報告し、地域の課題に対して効果が見込まれる事業を申請 ・自治体は、申請に当たって、KPIを設定し、事業終了後、定量的な効果検証を行い、結果を内閣府に報告（当該自治体の少子化対策全体のKPIも設定し、平成29年度及び平成31年度終了時に効果検証を実施） ・内閣府は、事業の採択に当たって、真に必要性や効果があるか等について有識者による審査を経る。なお、有識者による審査は、以下のような観点により隨時行い、その結果、平成27年度補正予算（1次募集）では、申請のあった37億97万円（718事業）のうち、15億7,020万円分（342事業）が不採択等となっている。（9/30現在） <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情・課題に対して高い効果が見込まれるか（費用対効果を含む） ・市町村（都道府県）、民間との連携・役割分担は明確かつ適切か ・地域の実情に即した工夫が取り入れられているか ・KPIが適切に設定されているか（事業効果の定量的な検証が可能か） 【有識者一覧】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">渥美 由喜</td> <td style="width: 70%;">ダイバーシティコンサルタント</td> </tr> <tr> <td>白河 桃子</td> <td>相模女子大学客員教授 少子化ジャーナリスト</td> </tr> <tr> <td>武田 史子</td> <td>ベネッセコーポレーション「サンキュ！」編集長</td> </tr> <tr> <td>横田 韶子</td> <td>株式会社コラボラボ代表取締役</td> </tr> <tr> <td>吉田 大樹</td> <td>労働・子育てジャーナリスト</td> </tr> </table> 	渥美 由喜	ダイバーシティコンサルタント	白河 桃子	相模女子大学客員教授 少子化ジャーナリスト	武田 史子	ベネッセコーポレーション「サンキュ！」編集長	横田 韶子	株式会社コラボラボ代表取締役	吉田 大樹	労働・子育てジャーナリスト	
渥美 由喜	ダイバーシティコンサルタント												
白河 桃子	相模女子大学客員教授 少子化ジャーナリスト												
武田 史子	ベネッセコーポレーション「サンキュ！」編集長												
横田 韶子	株式会社コラボラボ代表取締役												
吉田 大樹	労働・子育てジャーナリスト												

		元ファザーリング・ジャパン代表	
		<p>○平成 27 年度補正予算（平成 28 年度に繰越）及び平成 28 年度当初予算について、自治体には平成 29 年 6 月 30 日までに事業の事後評価の提出を求めており、内閣府として、事後評価が提出され次第速やかに、平成 28 年度の目標として設定されている自治体の KPI の効果検証を踏まえた交付金事業全体の定量的な効果検証をこれまで以上に入念に実施する。</p> <p>なお、平成 25 年度補正予算（平成 26 年度に繰越）については、調査研究・効果検証を行い、その結果を平成 27 年 12 月に公表した。平成 26 年度補正予算（平成 27 年度に繰越）については、自治体に対し定量的な目標の設定をお願いしているところであり、前述の平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度当初予算と同様な効果検証を入念に実施し、その結果を平成 28 年度末までに公表する。</p> <p>※自治体には、平成 26 年度補正予算より新たに今後の改善策や長期的展望、検証を精緻化するための体制整備等を含め事業についてのより充実した事後評価の実施・報告を求めたところであり、本評価を踏まえた効果検証を実施し、PDCA サイクルを更に充実させることとしている。</p>	地域における結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援事業の調査研究・効果検証と先進事例調査 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/koufukin.htm
<p>・また、②少子化対策の政策体系の中での位置付けとともに、受け手である地方公共団体の立場に立った見直しが求められる。特に、地域ぐるみの働き方改革など先駆的な取組を支援する「新型交付金」の創設を踏まえ、③新型交付金との関係を整理することが必要である。</p>	<p>○指摘も踏まえ、地域少子化対策強化交付金について、 ・少子化対策の政策体系の中での支援の必要性 ・これまでの事業実績における効果 ・まち・ひと・しごと創生本部や各省との役割分担の観点から、対象分野を集約し、支援事業の重点化を図る。(再掲)</p> <p>○自治体には、地域の実情に応じた課題に対応する事業の申請を求め、内閣府の事業の採択に当たってその観点からも審査を行う。</p> <p>○新型交付金との関係について整理する。 (スケジュール) ○重点化及び地域の課題に対応する事業の申請・採択については、平成 27 年度補正予算案及び平成 28 年度当初予算案において措置する。新型交付金との関係については、平成 27 年度補正予算案及び平成 28 年度当初予算案において整理する。</p>	<p>○平成 27 年度補正予算から、左記の観点から、これまでの事業の効果検証等を行う中で、「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」に対象分野を集約し、支援事業を重点化した。(再掲)</p> <p>○平成 27 年度補正予算から、自治体に対し、少子化対策の取組全体及びその効果検証等に基づく地域の課題、その中の申請事業の位置付けを報告し、地域の課題に対して効果が見込まれる事業の申請を求めた。(再掲)</p> <p>○新型交付金との関係について、平成 28 年度当初予算において、次のとおり整理し実施した。平成 27 年度補正予算の地方創生加速化交付金との関係についても同様に整理し実施した。 ・地域少子化対策重点推進交付金は、一億総活躍社会実現のため、少子化対策の政策体系を俯瞰する中で、また、まち・ひと・しごと創生本部や各省との役割分担も踏まえ、「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」に対象を集約。 ・他方、新型交付金は、各省の既存の補助金等で対応できないものであって、政策間連携等を伴うものを対象としており、「結婚に対する取組」や「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」に集約された取組は対象とならない。 ・自治体においていずれの交付金に該当するか混乱が生じないよう、統一的な相談対応マニュアルを作成したほか、窓口を共同化し、自治体に周知。</p>	

・さらに、④当初予算としては、現行の 10／10 の補助率は見直すべきである。	○平成 28 年度当初予算案において、優良事例の各自治体への横展開を推進することと併せ、補助率を見直す。	○平成 28 年度当初予算、平成 29 年度予算概算要求の補助率を 1 / 2 とした。	
---	--	--	--

担当府省名	総務省、経済産業省		
テーマ等	地方創生関連事業（Ⅱ）ローカル・イノベーション		
指摘事項	<p>・産業政策においては、自立的事業の創出支援が目的であり、モラルハザードを起こさないためにも、投融資、信用保証等による有償資金の供給が主な支援手法として採用されるべきである。仮に補助金を使うにあたっても、基本的に利子補給にとどめるべきである。両事業は、事業実施主体向けの補助金を交付しているものであるが、上記の視点も踏まえ、①公費投入の必要性等の検証を行い、事業の効果を厳格に検証し、制度設計のあり方、新型交付金を含めた役割分担について見直しを行うべきである。②見直しに当たっては、多様な地域の実情に柔軟に対応できるものとするため、事業の整理統合や窓口のワンストップ化などについても検討すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日） 時点における進捗状況	備考
・産業政策においては、自立的事業の創出支援が目的であり、モラルハザードを起こさないためにも、投融資、信用保証等による有償資金の供給が主な支援手法として採用されるべきである。仮に補助金を使うにあたっても、基本的に利子補給にとどめるべきである。両事業は、事業実施主体向けの補助金を交付しているものであるが、上記の視点も踏まえ、①公費投入の必要性等の検証を行い、事業の効果を厳格に検証し、制度設計のあり方、新型交付金を含めた役割分担について見直しを行うべきである。②見直しに当たっては、多様な地域の実情に柔軟に対応できるものとするため、事業の整理統合や窓口のワンストップ化などについても検討すべきである。	<p>【総務省】</p> <p>秋の年次公開検証における指摘事項を踏まえ、地域経済循環創造事業交付金について以下の見直しを行い、平成 28 年度予算から反映する。</p> <p>①について、</p> <p>○本事業については、産業政策という観点のみならず公共的な地域課題の対応という観点もあることから、「事業の実施により、自治体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること」という要件を追加し、公費投入の必要性が明確なものに限定した上で、交付金の交付という形を取ることとする。加えて、国費投入の必要性についても明確にするため、「他の同様の公共的な地域課題を抱える自治体に対する高い新規性・モデル性があること」という要件を追加する。</p> <p>○制度設計のあり方の見直しとして、上記要件の追加の他、事業効果や地域の主体性を高める等の観点から、下記の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費による交付額と地域金融機関による融資額の比率を 1 : 1 以上とする。 ・公費による交付額の上限額を 2500 万円とする。但し、公費による交付額と地域金融機関融資額の比率が 1 : 2 以上の場合は、特例として 4000 万円を上限額とする。 ・全額国費負担を見直し、補助率を 2 分の 1 とする（国負担上限額 1250 万円、地方負担上限額 1250 万円）。但し、条件不利地域にあって、財政力が低い市町村（財政力指数 0.5 未満）については 3 分の 2 とし、財政力が特に低い市町村（財政力指数 0.25 未満）については 4 分の 3 とする。また、全くの新規分野における事業の立上げであり、国としてモデル構築の必要性を認める極めて新規性・モデル性の高い事業については、10 分の 10（全額国費）とする。 <p>○新しい要件を踏まえ、審査会での有識者審査により更に厳しく審査を行い、対象事業を絞り込むとともに、毎年度、事業の効果を厳格に検証し、公開する。</p> <p>○なお、新型交付金（「地方創生推進交付金」）を含めた役割分担については、まち・ひと・しごと創生本部、中小企業庁と整理済。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業者や創業支援者への個別支援は既存の補助金で行い、複数地方公共団体の発意による広域的な支援等は「地方創生推進交付金」で行う。（「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）） 	<p>【総務省】</p> <p>左記の対応方針・見直しを決定し、平成 28 年度予算から反映させ、予算額を 16.1 億円（平成 27 年度予算 23.1 億円と比べ 3 割減）とした。また、左記の対応方針・見直しを交付要綱に反映させた。</p>	<p>(参考) 交付要綱 URL http://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/files/05_koufyoukou.pdf</p>

<p>・「地域経済循環創造事業交付金」は、自治体が核となって、地域の資源と地域金融機関の融資を活用し、公共的な地域課題への対応の代替となる事業を支援するものであるのに対し、「創業・第二創業促進補助金」は、全国の創業気運の向上に繋げるため個人の創業を支援するための事業である。</p> <p>②について、多様な地域の実情に柔軟に対応できるようにするために、窓口のワンストップ化の一環として、中小企業庁と連携し、両事業の施策内容について、分かりやすい形で周知・情報提供を行うとともに、支援策についての相談があった場合は、各事業の事業内容や特徴等に関する情報提供を行い、担当部局を紹介する。</p>		
<p>【経済産業省】日本再興戦略に掲げられている「開・廃業率 10%台」という高い目標を達成するためには、創業者と創業支援事業者の両者を支援することにより創業支援策の強化を図る必要があり、信用保証・投融資等の有利子資金の供給のみならず、一定の範囲内で補助金を活用した積極的な支援も必要。①について、以下の方針により見直しを行い、平成 28 年度当初予算に反映させる。○指摘を踏まえ、潜在的な創業意欲が高く、創業後の事業継続が期待される者等に支援を重点化し、より公益性の観点に配慮する。○なお、新型交付金を含めた役割分担については、まち・ひと・しごと創生本部、総務省と整理済。②について、多様な地域の実情に柔軟に対応できるようにするために、窓口のワンストップ化の一環として、両事業の施策内容について、各地方経済産業局等を通じて、分かりやすい形で周知・情報提供を行うとともに、支援策についての相談があった場合は、各事業の事業内容や特徴等に関する情報提供を行い、担当部局を紹介する。</p>	<p>【経済産業省】○創業者・第二創業者向け補助金 これまでには、産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業計画を策定している市区町村内において、創業しようとする者・既存事業を廃業し新たに創業しようとする者が対象であったが、指摘を踏まえ、さらに対象を絞り込むこととし、同法において「特に創業の促進に寄与する」と位置付けられている「特定創業支援事業」を受ける者に限定して実施。</p> <p>○創業支援事業者向け補助金 これまでには、産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業計画を策定している市区町村内において、創業支援事業を行う者が対象であったが、指摘を踏まえ、さらに対象を絞り込むこととし、同法において「特に創業の促進に寄与する者」と位置付けられている「特定創業支援事業」を行う者に限定して実施。</p> <p>○新型交付金を含めた役割分担 当省事業では、上記のとおり産業競争力強化法に基づくものに限定した上で創業者や創業支援者への個別支援を行い、複数地方公共団体の発意による広域的な支援等は「地方創生推進交付金」で行う（「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定））。また、「地域経済循環創造事業交付金」は、自治体が核となって、地域の資源と地域金融機関の融資を活用し、地域経済の好循環を拡大する事業として実施。</p> <p>【公開プロセス（6/9）評決結果】 本事業は、「事業全体の抜本的な改善」とする。</p>	

その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。

- 補助金と融資の性質の違いを考慮し、補助金投入の必要性があるものに限定して実施すべき。
- 補助事業の実施にあたっては、外部効果の高い雇用創出に資する事業や地域経済の活性化に寄与する事業に絞るべき。
- 開業率の安定的な増加のためにも、民間を活用した資金調達の仕組みを検討すべき。
- 民間でも類似のサービスがある中で、創業スクールのあり方、支援の必要性について検討すべき。
- 事業終了後5年経過時の事業継続率を成果目標にしているが、中間段階でもしっかりとフォローしていくべき。
- 個々の事業継続率だけではなく、波及効果の検証についても検討すべき。

【経済産業省】

地域創業促進支援事業を廃止し、事業効果を高めるべく、平成29年度概算要求において、創業、事業再生、事業承継を一体的に促進する事業として、創業・事業再生・事業承継促進支援事業（新規事業）に改編した。

担当府省名	総務省、農林水産省、国土交通省		
テーマ等	地方創生関連事業（Ⅲ）小さな拠点		
指摘事項	<p>・「小さな拠点」を整備する必要性は認められるが、①今回、「新型交付金」が創設されることを踏まえ、既存の3事業について、補助金等を利用する自治体側の立場に立ち、改めて、事業の整理・統合等を含めて、その在り方を抜本的に見直すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
・「小さな拠点」を整備する必要性は認められるが、①今回、「新型交付金」が創設されることを踏まえ、既存の3事業について、補助金等を利用する自治体側の立場に立ち、改めて、事業の整理・統合等を含めて、その在り方を抜本的に見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、「農村集落活性化支援事業」（農林水産省）については廃止する。 ・これに伴い、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」（総務省）及び『「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業』（国土交通省）の2事業により、「小さな拠点」の形成を支援する。 ・総務省事業と国土交通省事業については、申請主体である市町村にわかりやすいよう、提出書類を共通化するとともに、市町村からの申請手続きを一本化する。 ・総務省事業はソフト事業、国土交通省事業はハード事業として、両事業の役割分担を徹底する。 ・なお、「新型交付金」との関係については、単独地方公共団体の個別拠点への支援を総務省と国土交通省の2事業で行い、複数の拠点を支援する中間支援組織や、中核となる拠点を中心とした複数地方公共団体にまたがるサービス等を「新型交付金」で支援することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「農村集落活性化支援事業」（農林水産省）については廃止し、「小さな拠点」の形成については、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」（総務省）及び『「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業』（国土交通省）の2事業で支援することとした。 ・総務省と国土交通省の2事業については、提出書類の共通化や役割分担の明確化に必要な交付要綱の改正や提出書類の様式の見直しを行うとともに、内閣府から一括して事業を募集し、申請手続を一本化した。 	

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	地方創生関連事業（IV）地域観光まちづくり（日本版 DMO）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域観光周遊ルート形成促進事業」、「観光地域ブランド確立支援事業」、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」に関して、訪日外国人旅行者数を増加させるに当たっては、①海外との競争を意識して、外国人旅行者の目線に立ち、訪日外国人を受け入れる環境の整備や情報発信を行うことが求められる。 ・「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「観光地域ブランド確立支援事業」において、成果目標の目標最終年度が平成32年度に設定されているが、②当該施策がないときに比べ、施策を行うことでどれくらいの効果があったのかを示すことにより、毎年の進捗状況を適切に見極めるとともに、③事業の効果について個々の支援事業毎にPDCAサイクルを回しながら、詳細の効果測定をしていくことが必要である。 ・「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」についても、④同時に進捗状況の管理と効果測定をしていくことが必要である。 ・「訪日外国人旅行者数」についての現在の目標値の2000万人が早期に達成される見通しであり、新たな目標値の設定が検討されているが、⑤個別地域における目標が達成されているものについては、今後全国的な新目標を踏まえた目標を再設定するか、順次自立を求めていくべきである。 ・⑥3事業と観光地域づくりの主体（DMO）を支援する「新型交付金」との役割を整理する必要がある。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日） 時点における進捗状況	備考
・「広域観光周遊ルート形成促進事業」、「観光地域ブランド確立支援事業」、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」に関して、訪日外国人旅行者数を増加させるに当たっては、①海外との競争を意識して、外国人旅行者の目線に立ち、訪日外国人を受け入れる環境の整備や情報発信を行うことが求められる。	<p>①海外との競争を意識して、外国人旅行者の目線に立って事業が実施されるよう、PDCAサイクルを強化する。（平成28年3月頃）</p> <p>《具体的な内容》</p> <p>I. 外国人の目線、海外の競争相手を意識した事業計画の策定 日本政府観光局の「市場別訪日プロモーション」も活用しながら、マーケティング等により重点対象国の旅行者のニーズ・目線を把握して計画を策定。事業計画に、当該地域のライバルとなる海外の観光地とその観光地との差別化や優位性をどのように確保するかを記載。</p> <p>II. 個々の事業への外国人の目線・意見の反映 個々の事業実施にあたり、ドイツのロマンティック街道など海外の優良事例も参考しながら、外国人有識者からのヒアリング等を通じ、外国人の目線・意見を反映する仕組みを導入。</p> <p>III. 外国人有識者等からの意見聴取を踏まえた評価とそれに基づく事業計画の検討・改善 事業評価にあたり、外国人有識者や旅行会社等から意見聴取を行うとともに、当該事業評価を踏まえて翌年度の事業計画を検討・改善。</p> <p>IV. 観光庁によるPDCAサイクルの適切性担保 観光庁の有識者委員会で事業計画の承認や事業の効果検証等を行い、PDCAサイクルの適切性を担保。</p>	<p>①海外との競争を意識して、外国人目線に立てる事業が実施されるよう、PDCAサイクルを以下のとおり強化している。</p> <p>I マーケティング調査におけるヒアリング等をもとに、対象市場の外国人旅行者のニーズなどを盛り込んだ事業計画を各主体において策定。</p> <p>また、海外の観光地との差別化として、その地域でしか体験できない食・文化・自然などの滞在コンテンツの発掘・開発を行う事業計画を各主体において策定。平成27年度補正予算も活用しながら、食や農林漁業体験プログラム等のコンテンツ発掘及び磨き上げ事業を行い、誘客促進を図っている。</p> <p>II 外国人によるモニターツアー等を含む事業計画を各主体において策定した。</p> <p>III 海外の旅行会社の招請等において指摘された意見を踏まえた事業計画を各主体において策定した。</p> <p>IV 平成28年4月に観光庁において有識者委員会を開催し、この時に委員から出された意見等を踏まえた改善等を行った上で、広域観光周遊ルートの具体的なモデルコースを策定・公表した。</p>	<p>・平成28年4月26日に広域観光周遊ルートの具体的な20のモデルコースを発表 http://www.mlit.go.jp/kancho/news04_000132.html</p>

<p>・「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「観光地域ブランド確立支援事業」において、成果目標の目標最終年度が平成 32 年度に設定されているが、②当該施策がないときに比べ、施策を行うことでどれくらいの効果があったのかを示すことにより、毎年の進捗状況を適切に見極めるとともに、</p>	<p>②当該施策がないときに比べ、施策を行うことでどれくらいの効果があったのかを示すため、当該事業の支援対象地域の延べ宿泊者数の伸び率が、全国（広域観光周遊ルート形成促進事業）又は当該地域の属するブロック（観光地域ブランド確立支援事業）の延べ宿泊者の伸び率をどれくらい上回ったかを指標として設定し、事業効果を把握。（平成 28 年 3 月頃）</p>	<p>②広域観光周遊ルートにおいては、各ルートの外国人延べ宿泊者数と全国の外国人延べ宿泊者数を、過去のデータを用いて比較し、事業効果の把握を行った。また、平成 28 年 3 月に、「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、政府全体の観光に関する目標が新たに設定されたことを踏まえ、各ルートにおける外国人延べ宿泊者数の目標見直し（案）を報告させた。現在、この見直し（案）の内容を確認するとともに、実施主体に当初の報告では十分に確認できなかった目標設定における「明日の日本を支える観光ビジョン」との関係や、関係する地方自治体等の各々における目標設定の状況などを追加調査中。今後、追加調査を踏まえて、実施主体と調整し、11月中を目途に新たな目標を策定する予定。</p> <p>観光地域ブランド確立支援事業においては、支援対象地域（観光圏）における延べ宿泊者数の伸び率が、当該地域の属するブロックの延べ宿泊者の伸び率をどれくらい上回ったなどを報告させ、事業効果の把握を行った。新たな目標の見直し（案）について、観光圏の各事業実施主体と調整し、10月中を目途に新たな目標を確定する予定。</p>	
<p>③事業の効果について個々の支援事業毎に PDCA サイクルを回しながら、詳細の効果測定をしていくことが必要である。</p>	<p>③個々の事業についても、例えば、HP 作成事業ではページ閲覧数等の目標設定、滞在プログラムではプログラム参加者数などの目標を設定し、PDCA サイクルを回しながら、詳細の効果測定を行う。（平成 28 年 3 月頃）</p>	<p>③個別事業についても、目標を設定し、事業実績報告書に達成状況を記載することとするなど、PDCA サイクルを回しながら、詳細の効果測定を行い、次年度の事業の効率的な実施に反映させた。</p>	
<p>・「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」についても、④同時に進捗状況の管理と効果測定をしていくことが必要である。</p>	<p>④「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」についても、他の 2 事業と同様に、PDCA サイクルを強化し、進捗状況の管理と効果測定を行う。（平成 28 年 3 月頃）</p>	<p>④「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」について PDCA サイクルを強化する観点から、3 月に各取組の進捗状況、成果、入込客数などの目標とその達成率、課題等について調査を行った。7 月には平成 27 年度における、観光入込客数、訪日外国人観光入込客数、旅行消費額について追加調査を行った。今後、10月中を目途に事業効果として取りまとめの上、各事業主体にフィードバックを行い、平成 28 年度事業として継続しているものについては、より高い事業効果を生むよう、地方運輸局を通じて指導を行っていく予定。</p>	

<p>・「訪日外国人旅行者数」についての現在の目標値の2000万人が早期に達成される見通しであり、新たな目標値の設定が検討されているが、⑤個別地域における目標が達成されているものについては、今後全国的な新目標を踏まえた目標を再設定するか、順次自立を求めていくべきである。</p>	<p>⑤目標が達成されているものがあるとの指摘があった「観光地域ブランド確立支援事業」については、全ての指標について、全国的な動向を踏まえて、妥当性を検証し、目標値を再設定させることを補助の条件とし、妥当性がないにもかかわらず、見直しをしない場合には支援対象から除外する。また、観光庁において、個々の支援対象について事業の進捗状況をチェックし、事業の進展に応じて、自立に向けた取組への支援の重点化を図る。(平成28年3月頃)</p>	<p>⑤「観光地域ブランド確立支援事業」においては、事業効果を報告させた。また、平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」が決定され、政府全体の観光に関する目標が新たに設定されたことを踏まえ、観光圏の各実施主体から新たな目標値の見直し(案)を提出させ、妥当性を検証した。今後10月中を目途に、新たな目標値を確定するとともに、事業内容についても必要な見直しを行う予定。</p>	
<p>・⑥3事業と観光地域づくりの主体(DMO)を支援する「新型交付金」との役割を整理する必要がある。</p>	<p>⑥「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」を踏まえ、複数自治体(観光圏認定を受けたものを除く)による日本版DMOを形成する取組を「地方創生推進交付金(新型交付金)」で支援し、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」の支援対象について、複数自治体による協議会等を除外して、単独の自治体による協議会等に重点化。</p>	<p>⑥「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」については、「地方創生推進交付金(新型交付金)」との役割分担を踏まえ、複数自治体による協議会等を除外の上、単独自治体による協議会に支援対象を限定の上、今年度分の魅力創造事業の公募を行い、地域の選定を行った。</p>	

担当府省 名	文部科学省		
テーマ等	2020年東京オリンピック・パラリンピック関連（I）スポーツ関連予算		
指摘事項	<p>①文部科学省に設置されている競技力向上タスクフォースの位置付けを明確にし、競技力向上事業に関するJSCの責任が曖昧にならないようにすべきである。また、②助成金の受給者がタスクフォースのメンバーとして自らに対する配分にかかる助成金の配分方針の決定に関与しているとの疑念を持たれることのないよう、仕組みを整えるべきである。</p> <p>③助成金の配分に当たっては、各競技団体の成果目標の達成度合いが適切に反映される仕組み（P D C Aサイクル）を徹底すべきである。また、配分基準及び配分の結果について、配分プロセスに疑念を持たれないよう、積極的な情報開示を行うべきである。</p> <p>助成金の配分に当たっては、各競技団体の財政状況を考慮することとされているが、④単純に赤字団体への補助率を高めるのではなく、一定の負担を求めつつ、各競技団体のコスト削減努力や自己収入増加努力を適切に考慮すべきである。</p> <p>⑤助成対象の競技団体について、JSC自身や監査法人等、外部による監査・チェックをより強化すべきである。</p> <p>⑥レビューシートの記載等をより充実させることで、事業内容の透明性を向上させるべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日） 時点における進捗状況	備考
①文部科学省に設置されている競技力向上タスクフォースの位置付けを明確にし、競技力向上事業に関するJSCの責任が曖昧にならないようにすべきである。また、助成金の受給者がタスクフォースのメンバーとして自らに対する配分にかかる助成金の配分方針の決定に関与しているとの疑念を持たれることのないよう、仕組みを整えるべきである。	<p>（対応方針） 文部科学省にて、競技力向上タスクフォースの位置付け及び関係団体の関わり方について再検討し、競技力向上事業に関するJSCの責任が曖昧にならないようとする。 （スケジュール） ○平成28年3月までに、対応方針を整理したうえで、平成28年度の配分方針を決定する。</p>	<p>競技力向上タスクフォースの位置付けを再検討した結果、平成28年3月末に同タスクフォースを廃止。</p> <p>平成28年3月30日にスポーツ庁（長官）において、競技力向上事業の基本方針を策定。</p> <p>当該基本方針を踏まえ、平成28年3月31日に実施主体であるJSCが各競技のパフォーマンス（成績）、資源（有望選手）、プログラム（選手強化計画等）及び組織体制（ガバナンス等）などを評価項目とする配分・採択基準を策定。</p> <p>当該配分・採択基準をもとに、日本オリンピック委員会及び日本障がい者スポーツ協会がJSCに申請を行うこととした。</p>	左記の基本方針、配分・採択基準を掲載したJSCのウェブサイトのURL ・基本方針 http://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/kyogiryokukojo/H28/h28kihon_housin.pdf ・配分・採択基準 http://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/kyogiryokukojo/H28/h28haibun_kijyun.pdf
文部科学省に設置されている競技力向上タスクフォースの位置付けを明確にし、競技力向上事業に関するJSCの責任が曖昧にならないようにすべきである。また、②助成金の	<p>（対応方針） 文部科学省にて、競技力向上タスクフォースの位置付け及び関係団体の関わり方について再検討し、助成金の受給者がタスクフォースのメンバーとして自らに対する配分にかかる助成金の配分方針の決定に関与しているとの疑念を持たれることのないようとする。 （スケジュール）</p>	<p>競技力向上タスクフォースの位置付けを再検討した結果、平成28年3月末に同タスクフォースを廃止。</p> <p>平成28年3月30日にスポーツ庁（長官）において、競技力向上事業の基本方針を策定。</p> <p>当該基本方針を踏まえ、平成28年3月31日に実施主体であるJSCが各競技のパフォーマンス（成績）、資源（有望選手）、プログラム（選手強化計画等）及び組織体制（ガバナンス等）などを評価項目とする配分・採択基準を策定。</p>	左記の基本方針、配分・採択基準を掲載したJSCのウェブサイトのURL ・基本方針 http://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/kyogiryokukojo/H28/h28kihon_housin.pdf ・配分・採択基準 http://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/kyogiryokukojo/H28/h28haibun_kijyun.pdf

<p><u>受給者がタスクフォースのメンバーとして自らに対する配分にかかる助成金の配分方針の決定に関与しているとの疑念を持たれるとのないよう、仕組みを整えるべきである。</u></p>	<p>○平成 28 年 3 月までに、対応方針を整理したうえで、平成 28 年度の配分方針を決定する。</p>	<p>当該配分・採択基準をもとに、日本オリンピック委員会及び日本障がい者スポーツ協会が JSC に申請を行うこととした。</p>	<p>http://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/kyogiryokukojo/H28/h28haibun_kijyun.pdf</p>
<p><u>(③助成金の配分に当たっては、各競技団体の成果目標の達成度合いが適切に反映される仕組み（P D C A サイクル）を徹底すべきである。また、配分基準及び配分の結果について、配分プロセスに疑念を持たれないよう、積極的な情報開示を行うべきである。</u></p>	<p>(対応方針) 助成金の配分に当たっては、JSCにおいて、各競技団体における KPI の達成状況の評価等により P D C A サイクルの徹底を図るとともに、事業の公正性を担保するため、審査方法やその結果などについて積極的な情報公開に努める。(スケジュール) ○JSCにおいて平成 28 年 6 月までに評価基準を設定し、平成 27 年度 KPI の達成状況の評価を行い、平成 28 年度配分に反映する。○平成 28 年度の配分の審査方法やその結果については、決定次第、JSC の HP 等を活用して積極的に情報公開を行う。</p>	<p>KPI の評価基準については、平成 28 年 3 月までに設定することとしていたが、競技力向上事業の基本方針等の策定が平成 28 年 3 月末となったため、当該基準の設定まで至らなかつたことから、平成 28 年 6 月末までに設定作業を行い、平成 27 年度の達成状況等の評価を行った。 平成 28 年度の配分の審査方法やその結果等については、JSC の HP にて公表した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度交付決定 http://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/kyogiryokukojo/H28/h28kouhu_kettei.pdf ・主な評価内容 http://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/kyogiryokukojo/H28/h28haibun_hosoku.pdf
<p>助成金の配分に当たっては、各競技団体の財政状況を考慮することとされているが、④単純に赤字団体への補助率を高めるのではなく、一定の負担を求めて、各競技団体のコスト削減努力や自己収入増加努力を適切に考慮すべきである。</p>	<p>(対応方針) 財政状況の厳しい競技団体に配慮した場合においても、JSCにおいて自己財源の確保の努力を促すとともに、その取り組みなどについては、来年度の配分にあたって一定の自己負担を前提としたうえで配慮する。 (スケジュール) ○JSCにおいて平成 28 年 8 月までに、財政状況の厳しい競技団体として一定の配慮を行った競技団体のコスト削減努力や自己財源確保の状況を調査し、平成 28 年度配分に反映する。</p>	<p>コスト削減努力や自己財源確保の状況については、平成 28 年 3 月までに調査が完了するよう、より適正な評価の在り方を検討したところであるが、各競技団体が作成する財務諸表について調査することが適當と判断したため、各競技団体における財務諸表の作成時期を踏まえ、平成 28 年 8 月末までに調査を行い、平成 28 年度配分への反映方法について検討を行った。 その結果、前年度に引き続き一定の配慮を行う必要のある競技団体について、経常増減及び自己財源の割合が改善していない場合は、自己負担の軽減を目的とする場合の助成割合を引き下げるのこととした。</p>	
<p><u>(⑤助成対象の競技団体について、JSC 自身や監査法人等、外部による監査・チェックをより強化すべきである。</u></p>	<p>(対応方針) JSC が行う競技団体の監査において、JSC 自身や監査法人が運営している N F 総合支援センター等とも連携を図りながら監査・チェックをより強化し、競技団体の助成金の適正な執行を図る。 (スケジュール) ○今後行う JSC の監査については、上記の方針に基づいて、より強化したうえで、競技団体の助成金の適正な執行を図る。</p>	<p>JSCにおいては、各競技団体に会計規定の遵守等に関する自己点検を実施させた上で、専門家（税理士）、監査法人が運営している N F 総合支援センター等と連携を図り、2 年に一度、助成対象となっている全ての競技団体に対する監査を今後実施する予定である。</p>	

<p><u>⑥レビューシートの記載等をより充実させることで、事業内容の透明性を向上させるべきである。</u></p>	<p>(対応方針) 指摘を踏まえ、スポーツ庁が主体となり、①定量的な成果目標と成果指標及び②落札率の公表可能な契約案件等について、JSCと共に検討し、記載の充実に努める。 (スケジュール) 上記の検討を踏まえ、平成 28 年度レビューシートに反映させる。</p>	<p>定量的な成果目標、成果指標として、メダル獲得数等の目標を設定するとともに、落札率の公表可能な契約案件については公表するなど、平成 28 年度レビューシートの記載の充実を図った。</p>	
--	---	---	--

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	2020年東京オリンピック・パラリンピック関連（Ⅱ）2020年東京オリンピック・パラリンピック関連予算		
指摘事項	<p>「リーディングプロジェクトの推進」（文部科学省所管事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連で各種の予算要求が行われているが、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、国民から見て大会の成功に直接資するものに重点化するとともに、事業の実施については、その進捗と効果を点検しながら、政府全体で連携して効率的、効果的に行うべきである。 ・「リーディングプロジェクトの推進」については、既存事業との目的の違いが明確でなく、資金配分についても過大であり、①既存事業の範囲内で実施することを含めて再検討すべきである。また、文化プログラムの実施については、オリンピック憲章では文化プログラムは組織委員会の義務とされていることを踏まえて、②責任主体を明確化すべきである。 ・上記の三事業は、いずれも2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とのつながりが不明確である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
<p>・「リーディングプロジェクトの推進」については、既存事業との目的の違いが明確でなく、資金配分についても過大であり、①既存事業の範囲内で実施することを含めて再検討すべきである。</p> <p>また、文化プログラムの実施については、オリンピック憲章では文化プログラムは組織委員会の義務とされていることを踏まえて、②責任主体を明確化すべきである。</p>	<p>既存事業の範囲内で実施することとする。</p> <p>2016年のリオデジャネイロ大会後から文化プログラムを全国各地で展開するため、責任主体である組織委員会に加えて、国（内閣官房オリパラ推進事務局、文化庁等）、東京都、全国の自治体、芸術団体等が一丸となった連携・協働体制を構築し、適切な役割分担の明確化を図る。</p>	<p>「リーディングプロジェクトの推進（13億円）」は、平成28年度政府予算に計上していない。</p> <p>内閣官房オリパラ推進事務局のとりまとめによる「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」（平成27年11月25日設置）の第1回会議（平成27年11月26日）が開催され、文化プログラムの推進に向けた組織委員会、関係省庁、東京都等の関係機関の連携・協働体制等について検討が行われた。平成28年3月2日には第2回会議が開催され、2020年以降のレガシー創出に資する文化プログラムを、「beyond2020プログラム」として国と東京都が一体となって推進していくことを発表した。</p> <p>平成28年9月26日には、第3回会議が開催され、beyond2020プログラムの認定ガイドライン等が協議されたところであり、文化庁としては組織委員会、他省庁（内閣官房等）、東京都、全国の自治体、芸術団体等と連携・協働し、2020年以降を見据えたレガシー創出に資する文化に関する取組を推進していく。</p> <p>また、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会も、平成28年7月25日に「アクション＆レガシープラン2016」及び「東京2020参画プログラム（東京2020文化オリンピアード）」を公表し、本年10月から認定プログラムが開催される予定となっている。</p>	

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	2020年東京オリンピック・パラリンピック関連（Ⅱ）2020年東京オリンピック・パラリンピック関連予算		
指摘事項	<p>「産地活性化総合対策事業」のうち「オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策」（農林水産省所管事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連で各種の予算要求が行われているが、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、国民から見て大会の成功に直接資するものに重点化するとともに、事業の実施については、その進捗と効果を点検しながら、政府全体で連携して効率的、効果的に行うべきである。 ・「産地活性化総合対策事業」のうち、「国産花きイノベーション推進事業」において行う「オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策」については、①公的支援の必要性について再検討が必要であり、インセンティブ措置等により民間主導で行う可能性を検討すべきである。また、②資金配分についても、流通業者に対する多額の支出が妥当かどうか検証すべきである。 ・上記の三事業は、いずれも2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とのつながりが不明確である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・「産地活性化総合対策事業」のうち、「国産花きイノベーション推進事業」において行う「オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策」については、①公的支援の必要性について再検討が必要であり、インセンティブ措置等により民間主導で行う可能性を検討すべきである。 <p>また、②資金配分についても、流通業者に対する多額の支出が妥当かどうか検証すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策については平成27年度限りとし、平成28年度以降は民間主導で行う可能性を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策は平成27年度限りで終了した。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策については平成27年度限りとし、流通業者に対する支出は取り止める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策は平成27年度限りで終了した。 	

担当府省名	環境省		
テーマ	2020年東京オリンピック・パラリンピック関連（Ⅱ）2020年東京オリンピック・パラリンピック関連予算		
指摘事項	<p>「沿岸域環境改善技術評価事業」（環境省所管事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連で各種の予算要求が行われているが、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、国民から見て大会の成功に直接資するものに重点化するとともに、事業の実施については、その進捗と効果を点検しながら、政府全体で連携して効率的、効果的に行うべきである。 ・「沿岸域環境改善技術評価事業」については、実証実験の段階であり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに見込まれる水質浄化の成果を定量的に示すことができない以上、①オリンピック・パラリンピック関連予算としては妥当ではなく、東京湾の水質改善については2020年に確実に間に合う他の方法を検討すべきである。 ・上記の三事業は、いずれも2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とのつながりが不明確である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
・「沿岸域環境改善技術評価事業」については、実証実験の段階であり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに見込まれる水質浄化の成果を定量的に示すことができない以上、①オリンピック・パラリンピック関連予算としては妥当ではなく、東京湾の水質改善については2020年に確実に間に合う他の方法を検討すべきである。	指摘を踏まえ、28年度の事業は行わないこととした。	同左	なお、環境省としては、引き続き東京湾の水環境改善を進めるため、陸域から流入する汚濁負荷の削減などに努める。

担当府省名	農林水産省		
テーマ	基金に関する事業		
指摘事項	<p>「燃油価格高騰緊急対策基金（農林水産省所管事業）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、①事業の執行計画を再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。 ・②省エネ設備のリース導入支援は、本基金事業以外の事業においても実施されており、終了期限の延長を行ってまで実施する必要性は認められないため、終了期限をもって、本基金事業での支援を終了すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における進捗状況	備考
・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、①事業の執行計画を再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。	指摘を踏まえ、平成 27 事業年度及び平成 28 事業年度の所要額を再度精査し、余剰資金については、平成 28 事業年度の交付決定額が確定する平成 28 年 10 月以降に国庫返納する予定である。	平成 27 事業年度及び平成 28 事業年度の所要額を再度精査した結果、平成 28 事業年度までの所要額を差し引いた余剰資金は 115 億円となる見込みであり、平成 28 年 10 月以降に国庫返納する予定である。	
・②省エネ設備のリース導入支援は、本基金事業以外の事業においても実施されており、終了期限の延長を行ってまで実施する必要性は認められないため、終了期限をもって、本基金事業での支援を終了すべきである。	指摘を踏まえ、省エネ設備のリース導入支援については、平成 27 事業年度末（平成 28 年 4 月末）をもって本基金事業での支援を終了する。	平成 28 事業年度の燃油価格高騰緊急対策は、燃油価格高騰時の影響を緩和するセーフティネットの構築支援のみとし、省エネ設備のリース導入支援は、平成 27 事業年度（平成 28 年 4 月末）をもって本基金での支援を終了した。	

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	基金に関する事業		
指摘事項	<p>「街なか居住再生ファンド（国土交通省所管事業）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、①<u>平成 28 年度における基金への積み増しを行わないこととした上で、事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。</u> ・また、②<u>基金事業の終了期限を設けた上で、早期の基金の終了を検討すべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における 進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、①<u>平成 28 年度における基金への積み増しを行わないこととした上で、事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。</u> 	①基金への積み増しを行わないこととした上で、今後出資予定としていた地区の再精査を行い、これらを踏まえて算出する余剰資金を平成 27 年度末に国庫返納することとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・基金への積み増しを行わないこととした。 ・新規の地区採択については平成 27 年 8 月迄に終了した。 ・平成 28 年度以降は採択済地区に係る残事業のみを実施する。 ・これらを踏まえた余剰資金を再算定し、28 億 81 百万円を国庫に返納した。 (返納時期：平成 28 年 3 月 29 日) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・また、②<u>基金事業の終了期限を設けた上で、早期の基金の終了を検討すべきである。</u> 	②新規の地区採択については、早期に終了することとする。		

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	基金に関する事業		
指摘事項	<p>「民間再開発促進基金（国土交通省所管事業）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、①平成 28 年度における基金への積み増しを行わないこととした上で、これまでの貸倒実績率等も勘案して事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。 ・また、②基金事業の終了期限を設けた上で、早期の基金の終了を検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、①平成 28 年度における基金への積み増しを行わないこととした上で、これまでの貸倒実績率等も勘案して事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。 	<p>①基金への積み増しを行わないこととした上で、これまでの貸倒実績率等を勘案した保証倍率の設定を行い、これらを踏まえて算出する余剰資金を平成 27 年度末に国庫返納することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金への積み増しを行わないこととした。 ・新規の地区採択については平成 27 年 12 月迄に終了した。 ・平成 28 年度以降は採択済地区に係る残事業のみを実施する。 ・また、これまでの貸倒実績率等を勘案し、既存事業に係る保証倍率も 1.5 倍（現在は 1.0 倍）に設定することとする。 ・これらを踏まえた余剰資金を再算定し、26 億 42 百万円を国庫に返納した。 <p>（返納時期：平成 28 年 3 月 29 日）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・また、②基金事業の終了期限を設けた上で、早期の基金の終了を検討すべきである。 	<p>②新規の地区採択については、早期に終了することとする。</p>		

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	子供の学力向上（I）義務教育、全国学力テスト		
指摘事項	<p>教育政策の分野においても、他の政策分野と同様に、客観的・科学的なエビデンスに基づいた政策判断が求められている。人口が減少する中、あらゆる分野で人材不足となっており、教職員数のみを維持するという政策は現実的でない。<u>①仮に児童・生徒数当たりの教職員数を現状よりも増やすのであれば、それにより教育効果が高まることにつき、客観的・科学的な根拠を示す必要がある。</u>効果を説明する責任は文部科学省の側にあることに留意すべきである。</p> <p>教育効果を高めるためには、単なる教員の数（「量」）ではなく、その「質」を高めることが重要である。そのため、<u>②教員の「質」を評価する手法の検討に努め、教員の指導力向上のための実効ある施策を検討するとともに、③様々な事務負担を教員個人が抱え込む現状を改め、チームとしての教職員の組織力を用いた学校運営を検討すべきである。</u></p> <p><u>④全国学力・学習状況調査については、研究テーマを文部科学省から示すことになる公募研究だけでなく、新しいアイデアが研究者の側から出てくるよう、調査結果を幅広く開示すべきである。</u>このことは、文部科学省の研究・政策について幅広い視点から再検証するためにも重要である。</p> <p><u>⑤全国学力・学習状況調査をサンプル調査で行うか悉皆調査で行うかについては、調査目的に照らして検討すべきである。</u>仮に悉皆調査を行うのであれば、例えば個々の教員の評価に用いる等、悉皆調査でなければ実現できない調査目的を提示した上で、そのために必要な調査設計の見直しを行うべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日） 時点における進捗状況	備考
教育政策の分野においても、他の政策分野と同様に、客観的・科学的なエビデンスに基づいた政策判断が求められている。人口が減少する中、あらゆる分野で人材不足となっており、教職員数のみを維持するという政策は現実的でない。 <u>①仮に児童・生徒数当たりの教職員数を現状よりも増やすのであれば、それにより教育効果が高まることにつき、客観的・科学的な根拠を示す必要がある。</u> 効果を説明する責任は文部科学省の側にあることに留意すべきである。	<p>少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ等の学校・教育環境に関するデータ収集及び教育政策に関する実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定、公表、提示するとともに、データや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算要求を行い、教育における P D C A サイクルを確立する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>平成 27 年度中に教育政策に関する実証研究の推進体制を構築し、平成 28 年度から着手する。</p>	<p>平成 28 年度予算において、教職員定数については、少子化等に伴う定数減▲4,000 人を見込む一方、学校が抱える喫緊の教育課題等に対応するため、これまでの教育効果の検証を踏まえ、525 人の加配定数の増員を計上。また、教育政策に関する実証研究の実施に係る経費を計上。</p> <p>学術的・専門的な視点から、学校の指導体制に係る教育政策に関する実証研究の助言、検証を行うため、研究者・有識者から構成される「教育政策に関する実証研究委員会」を設置し、平成 28 年 4 月 20 日に第 1 回を開催。</p> <p>経済・財政一体改革推進委員会や教育政策に関する実証研究委員会での議論も踏まえ、平成 28 年度より、自治体の協力を得つつ、公募等により大学等の研究者の参画を得て次の教育政策に関する実証研究を実施。進捗状況に応じて内容の追加も検討。</p> <p>また、11 月に「教育政策に関する実証研究委員会」の第 2 回を開催し、進捗状況のファローアップを行う予定。</p> <p><平成 28 年度研究></p> <p>①学級規模等の影響・効果（学力、非認知能力等）の調査</p>	

		<p>②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析 ④教員の勤務実態の実証分析</p>	
<p>教育効果を高めるためには、単なる教員の数（「量」）ではなく、その「質」を高めることが重要である。そのため、②教員の「質」を評価する手法の検討に努め、教員の指導力向上のための実効ある施策を検討するとともに、様々な事務負担を教員個人が抱え込む現状を改め、チームとしての教職員の組織力を用いた学校運営を検討すべきである。</p>	<p>教育再生実行会議第7次提言を踏まえつつ、中央教育審議会において、教員の資質向上方策について答申されたところ。文部科学省としては、これらの提言や答申を踏まえ、以下の改革などを行う予定。</p> <p>①公立学校の教員等の任命権者は、教員育成指標＜注1＞を定め、これに基づく教員研修計画＜注2＞を策定する ②公立学校の教員等の計画的かつ効果的な育成を図るため、文部科学大臣が教員育成指標策定指針を定める ③独立行政法人教員研修センターを改組し、従来からの研修事業に加え、教員等の資質向上に関する調査研究、その成果の普及等を行う組織とするこれら一連の改革の中で、指導力向上のための実効ある施策を確実に実施するとともに指導力の評価手法について検討を進める予定。</p> <p>＜注1＞教員育成指標 都道府県等教育委員会が地域の実情を踏まえて教員の教職キャリア全体を俯瞰しつつ、キャリアステージに応じて身に付けることが求められる能力を明確化するために策定する指標。</p> <p>＜注2＞教員研修計画 都道府県等教育委員会が、教員育成指標を踏まえ、教員の各種研修を体系的に行うために策定する研修計画。</p>	<p>平成28年度予算に新規として以下の事業を反映</p> <p>「教員の資質能力の総合的向上方策」の、「総合的な教師力向上のための調査研究事業」に 「教員育成指標等の大臣指針策定」「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」を「独立行政法人教員研修センター運営費交付金」に 「教員研修の高度化及び充実強化のための調査研究」を計上し、教育委員会や国立大学法人の6機関で、教員育成指標等の策定のためのモデル事業を進めている。 なお、教員育成指標等については、平成29年4月以降に順次策定する見込。</p> <p>平成29年度概算要求として以下の施策を計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員の資質能力の向上を図るため、新規に「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」を要求し、国における教職課程コアカリキュラムの策定、教師塾の推進や教員養成改革推進の実施。 教員研修センターの機能強化として、教職員養成・採用・研修の改善に資する研究開発プロジェクトの実施。 	
<p>教育効果を高めるためには、単なる教員の数（「量」）ではなく、その「質」を高めすることが重要である。そのため、教員の「質」を評価する手法の検討に努め、教員の指導力向上のための実効ある施策を検討するとともに、③様々な事務負担を教員個人が抱え込む現状を改め、チームとしての教職員の組織力を用いた学校運営を検討すべきである。</p>	<p>平成27年12月に中央教育審議会において、チームとしての学校の在り方について、答申が取りまとめられたところ。文部科学省としては、本答申を踏まえ、以下の3つの視点に沿って検討を行う。</p> <p>(1) 専門性に基づくチーム体制の構築 教員がその専門性を発揮することができるよう、指導体制の充実を行うとともに、心理や福祉の専門スタッフを配置し、チームとして職務を担う体制を整備する。</p> <p>(2) 学校のマネジメント機能の強化 主幹教諭の配置促進や事務機能の強化などにより、校長がリーダーシップを</p>	<p>○事務職員や専門スタッフ等の配置充実 チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実のため、平成28年度予算において加配定数を改善。(前年度比+100人) さらに、「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備や学校事務職員や養護教諭、栄養教諭などの定数を改善するため、平成29年度概算要求において計上。(前年度比+300人)</p> <p>○チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進</p>	

<p><u>ある。</u></p>	<p>発揮できる体制を整備する。</p> <p>(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備 教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくができるようになるため、業務改善の取組等を進める。</p>	<p>保護者や地域からの苦情・要望等に対応するためのサポートチーム体制の構築、教職員と他の専門スタッフとのチーム体制の構築等、業務改善の推進のための調査研究事業を実施。8県19市町の教育委員会で、チーム学校の実現に向けた業務改善等のためのモデル事業を進めている。</p>	
<p>④全国学力・学習状況調査については、研究テーマを文部科学省から示すことになる公募研究だけでなく、新しいアイデアが研究者の側から出てくるよう、調査結果を幅広く開示すべきである。このことは、文部科学省の研究・政策について幅広い視点から再検証するためにも重要である。</p>	<p>国が行う委託調査研究に留まらず、大学等の研究者が詳細データを活用できるよう、平成28年度は全国的な学力調査に関する専門家会議で情報の適切な保護などに関する具体的なデータ貸与のルールを検討し、平成29年度から貸与が開始できるように取り組むこととする。</p> <p>(スケジュール) 全国的な学力調査に関する専門家会議の下に設置しているワーキンググループで検討を開始。</p>	<p>経済財政諮問会議において、国が行う委託調査研究に留まらず、大学等の研究者が詳細データを活用できるよう今後、全国的な学力調査に関する専門家会議で、提供する詳細データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的なデータ貸与のルールについて検討し、平成29年度からの運用開始を目指すことを報告した。</p> <p>また、平成28年5月10日に開催した全国的な学力調査に関する専門家会議で平成27年度の委託研究で実施した「諸外国における学力調査のデータや国内における各種調査のデータ取扱いについて」報告を受けた。今後については、全国的な学力調査に関する専門家会議の下に設置されている分析・活用等ワーキンググループで検討開始。</p> <p>分析・活用等ワーキンググループで検討した内容をもとに、平成28年8月30日に開催した全国的な学力調査に関する専門家会議において議論し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の個票データ利用目的・趣旨が以下のいずれかに該当することを確認すること ①我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としている ②我が国（又は教育委員会）の教育施策の改善・充実に資することを目的としている ○申請者から提出される貸与申請書に記載の趣旨、目的、貸与を希望するデータの種類、範囲等の妥当性を専門的観点から審査するため、有識者から構成される審査会を設置すること <p>等の論点を整理した「全国学力・学習状況調査</p>	<p>(第10回経済・財政一体改革推進委員会・平成27年11月10日) http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg2/271110/agenda.html</p> <p>(第21回経済財政諮問会議・平成27年12月7日) http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/1207/agenda.html</p>

		個票データの貸与の在り方について」をとりまとめた。	
<p><u>⑤全国学力・学習状況調査をサンプル調査で行うか悉皆調査で行うかについては、調査目的に照らして検討すべきである。仮に悉皆調査を行うのであれば、例えば個々の教員の評価に用いる等、悉皆調査でなければ実現できない調査目的を提示した上で、そのために必要な調査設計の見直しを行うべきである。</u></p>	<p>全国学力・学習状況調査は、</p> <p>○各学校においては、一人一人の児童生徒の学力や学習状況を把握して、指導にいかすこと、また、調査結果の分析を踏まえて校内研究を行うことなどにより、学校全体としての指導方法等の改善につなげること</p> <p>○市町村（都道府県）教育委員会においては、所管する学校（自治体）の状況を比較しつつ、各学校（自治体）が抱える課題を把握して、学校（自治体）への指導、教員研修、指導体制の充実等の教育施策の改善・充実につなげること</p> <p>○国においては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、国の教育施策の改善・充実にいかすとともに、教育委員会や学校の取り組みに資するデータを提供すること</p> <p>を目的として実施するものであることから、国が実施主体となって、引き続き悉皆方式による調査とすることとする。</p> <p>なお、現行調査においては、各学校は、全国や自治体の平均正答率との比較により自校の状況について分析を行うことが中心となっているが、今後、各年度の調査において、国として一定の学力水準を示す（指標の設定等）などの学力の状況を客観的に評価するための改善を図り（平成30年度からの導入を目指す）、個々の児童生徒にきめ細かく指導できるようになるとともに、国、教育委員会においても効果的に施策を展開できるようにし、児童生徒の学力向上のためのPDCAサイクルを充実させることとする。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>平成28年5月下旬に全国的な学力調査に関する専門家会議の下に新たにワーキンググループを設置し、検討を行い、年内を目途に方針を取りまとめる予定。</p>	<p>平成28年5月25日に全国的な学力調査に関する専門家会議の下に新たに「分析指標の設定等ワーキンググループ」を設置。検討を開始し、年内を目途に方針を取りまとめる予定。</p> <p>分析指標の設定等ワーキンググループで検討した内容を踏まえ、平成28年10月7日に開催した全国的な学力調査に関する専門家会議において、「分析指標の設定等に係る検討方針（案）」をもとに、</p> <p>○各教育委員会における人材・予算等の資源投入をはじめとした教育施策の改善・充実につなげるとともに、各学校における、教育施策の改善・充実につなげるという分析指標の設定等の目的や、</p> <p>○調査結果から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校に対して、学校がより一層指導すべき一定の学力層の児童生徒を示すことにより、教育指導の改善・充実を図ること ・各教育委員会に対して、各学校に示すものと同様のものを示すことにより、教育委員会として学校ごとの分布状況を参考に、教育施策の改善・充実を図ること <p>などについて議論した。</p>	

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	子供の学力向上（Ⅱ）英語教育強化事業、留学支援事業		
指摘事項	<p>英語教育には、中学校、高等学校の教員の人事費として毎年約3,000億円が投入されているが、高校三年生の概ね4分の3以上が英検3～5級に相当する結果に留まっている。英語教育の質的向上は一刻の猶予も許されない課題であるにもかかわらず、英語教員の能力は、英検準1级以上を有する教員の割合が中学校で28.8%、高等学校で55.4%しかない。<u>①教員研修を漫然と行うのではなく、教員の配置の見直し、外部専門家やICTの利用等を含めた外部教材の活用など、質向上のための実効的な措置について、費用対効果を検証しつつ、検討すべきである。</u></p> <p>高校生留学支援事業については、支援額が実際の留学費用を大きく下回っていることから、<u>②所得の多寡にかかわらず留学に対するインセンティブがより働くよう、地方自治体や民間の取組を把握した上で、最小限の国費負担で最大の効果を上げるべく、事業の在り方を再検討すべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
<p>英語教育には、中学校、高等学校の教員の人事費として毎年約3,000億円が投入されているが、高校三年生の概ね4分の3以上が英検3～5級に相当する結果に留まっている。英語教育の質的向上は一刻の猶予も許されない課題であるにもかかわらず、英語教員の能力は、英検準1级以上を有する教員の割合が中学校で28.8%、高等学校で55.4%しかない。<u>①教員研修を漫然と行うのではなく、教員の配置の見直し、外部専門家やICTの利用等を含めた外部教材の活用など、質向上のための実効的な措置について、費用対効果を検証しつつ、検討すべきである。</u></p> <p>具体的には、以下の4点があげられる。</p> <p>①平成27年秋：各都道府県の「英語教育改善プラン」の策定を要請</p> <p>②平成28年春：各都道府県の「英語教育改善プラン」の公表</p> <p>③平成28年度中：各都道府県のプランとその効果の分析・検証及び国の目標達成状況の分析・検証</p> <p>④平成29年度中：レビューし、第3期教育振興基本計画の新たな目標設定</p> <p>●また、「外部専門家やICTを活用した質向上のための実効的な措置」についての指摘を踏まえ、中・高等学校における英語教育の質向上に向けて、新たに外部人材やICT教材の活用等を含む効果的な指導方法等について、高度な専門性と確かな知見を有する大学等に委託し、データ等に基づく実証研究を行う。研究成果については、文部科学省にてデータベース化・公表し、全国の中・高等学校へ提供する。</p>	<p>小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業のうち、</p> <p>①中・高等学校の教員の英語力について、平成28年4月に「平成27年度英語教育実施状況調査」の結果を都道府県別に公表。あわせて生徒の英語力についても新たに都道府県別に公表。また、各都道府県の「英語教育改善プラン」を文部科学省ホームページに掲載するとともに、当該プランの取組状況等について5月より全県ヒアリングを実施している。ヒアリングの状況を踏まえ、本年秋頃に予定している各県担当者会議等において更に取組強化を要請するとともに、今後、実施予定の「平成28年度英語教育実施状況調査」等を通じて、継続してフォローアップを行う予定。</p> <p>②「外部試験団体と連携した生徒の4技能英語力調査」における高校3年生を対象とした全国無作為抽出によるフィージビリティ調査（平成26年度、平成27年度）に続き、平成27年度、28年度は中学3年生を対象に実施。教育振興基本計画実施期間の効果を検証するためのP D C Aサイクルにおけるcheck機能において活用。第2期教育振興基本計画の期末年度である平成29年度概算要求においては、中学校3年生及び高校3年生の調査について要求中。</p> <p>また、全ての中学校3年生を対象とした「全国学力・学習状況調査」については、平成31年度の本調査実施、平成30年度の予備調査に向けて、有識者会議において検討中（平成28年6月15日：中間まとめ）。</p> <p>③平成28年度より中・高等学校における英語教育の抜本的改善に向けて、新たに外部人材やICT教材の活用等の先進的・効果的な指導方法や体制について、実証研究を行う「中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する研究開発」を大学（国立大学法人信州大学、静岡大学、兵庫教育大学）に委託。大学、教育委員会、</p>	<p>第2期教育振興基本計画中(H25～29年度)の成果目標 [生徒の英語力] ※中学卒業段階では英検3級程度以上50% (H27:37%)、高校卒業段階では英検準2級～2級程度以上50% (H27:34%) [教員の英語力] ※英語教員は英検準1級、TOEFL iBT 80点程度以上 (中学英語教員は50% (H27:30%)、高校英語教員は75%以上 (H27:57%)))</p> <p>「英語教育実施状況調査」 http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1369258.htm</p> <p>「英語教育改善プラン」 http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1371433.htm</p>	

		<p>中学・高等学校との連携によるエビデンスベースの実証研究を開始。</p> <p>④「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究」を実施し、平成28年3月に中・高等学校の現職教員等を対象とした研修のモデル・プログラムと教職課程におけるコア・カリキュラムの試案を作成。平成28年度は試案の検証・実証を実施し、モデル・プログラムとコア・カリキュラムを完成させる。</p> <p>⑤「外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上」（「英語教育推進リーダー」養成）について小学校教員を対象として重点化し、中学校・高等学校教員を対象とした研修を見直し（研修対象人数を削減）。</p>	
<p>高校生留学支援事業については、支援額が実際の留学費用を大きく下回っていることから、②所得の多寡にかかわらず留学に対するインセンティブがより働くよう、地方自治体や民間の取組を把握した上で、最小限の国費負担で最大の効果を上げるべく、事業の在り方を再検討すべきである。</p>	<p>指摘を踏まえ、高校生留学促進事業における短期派遣への重点化及び所得に応じた都道府県による支援の促進等の事業内容の見直しに加え、①都道府県等との連携強化②留学経験者による普及・波及活動の強化③国としてのモニター強化を行うことで、効果的・戦略的な施策効果を図る。事業内容の見直し及び①②についてはH28からの事業実施内容に反映させ、③についてもH28以降継続的に実施する。</p>	<p>最小限の国費負担で最大の効果を上げるため、「より多くの生徒に異文化を体験させる」という事業趣旨に鑑み、平成28年度より、高校生留学支援事業のうち、長期派遣（原則1年間）を廃止し、短期派遣（原則2週間以上1年未満）への重点化を行った。また、今年度の公募にあたり、都道府県における支援の実施と本事業の連携等を予算配分の際により勘案し、都道府県における取組の促進と国の事業との連携強化を図っている。さらに、国費事業の留学フェア等で、トビタテ高校生コース経験者が講演を行うなどの取組を、担当指導主事等連絡協議会等のあらゆる機会において促すなど、トビタテとの連携強化を進める。</p>	

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	科学技術ビッグプロジェクト（I）スーパーコンピューター		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーコンピュータ「京」については、平成 24 年 9 月末に共用開始され、「京」を中心として国内の大学等のスーパーコンピュータを高速ネットワークでつなぐ、計算環境（HPCI）の運営がなされており、現在、2020 年をターゲットとする世界最高水準の汎用性スーパーコンピュータのポスト「京」の実現に向けた取組が進められている。 ・スーパーコンピュータ「京」の開発・整備に 1,000 億円を超える国費が投入されていることに鑑み、①投入予算に見合った成果が得られているか、成果を基礎研究面での科学的な成果と、実用的成果とに分けて、国民に分かりやすく説明すべきである。 ・産業界による「京」の利用割合は、現在全体の 8~10% 程度にとどまっているが、②適正な受益者負担を求めつつ、産業利用の割合を高めていくべきである。 ・「京」の利用者の選定手続については、この巨額を要したプロジェクトの成果を広く社会全体で享受できるようにするためにも、③公表の範囲を拡充し、透明性を高めるべきである。 ・ポスト「京」の開発については、約 1,100 億円という④多額の国費投入が見込まれているが、これに見合う成果として、どのようなものが期待されているのかについて、国民に分かりやすく説明すべきである。 ・また、「京」の保守及びポスト「京」の開発・整備・保守にあたっては、この事業の性質上、特定の業界、特定の企業のみが関係するものとなっていることから、⑤コスト抑制のための検討を、海外比較等、様々な角度からを行い、専門家による検証なども踏まえるなどして、国費投入額の削減に努力すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における進捗状況	備考
<p>・スーパーコンピュータ「京」については、平成 24 年 9 月末に共用開始され、「京」を中心として国内の大学等のスーパーコンピュータを高速ネットワークでつなぐ、計算環境（HPCI）の運営がなされており、現在、2020 年をターゲットとする世界最高水準の汎用性スーパーコンピュータのポスト「京」の実現に向けた取組が進められている。</p> <p>・スーパーコンピュータ「京」の開発・整備に 1,000 億円を超える国費が投入されていることに鑑み、①投入予算に見合った成果が得られているか、成果を基礎研究面での科学的な成果と、実用的成果とに分けて、国民に分かりやすく説明すべきである。</p>	<p>「京」については、平成 24 年 4 月から平成 27 年 11 月末までの約 3 年半の間に、145 件のシンポジウム、260 件のメディア広報、約 4 万 3 千人（1,742 件）の見学等の広報活動を行ってきたところ。</p> <p>今後は、これらの取り組みそのものの認知を高めるとともに、内容面をより一層工夫して、科学的成果及び費用対効果を含めた実用的成果の一層分かりやすい説明に最大限努力する。</p> <p>特に、これまで経済的側面における効果を計測するに足る情報が不足していたことから、平成 28 年度には、HPCI 戦略プログラム（平成 27 年度終了）の成果を踏まえ、経済波及効果について新たに定量的に算定すべく検討を進める。また、「京」における一般利用や HPCI 戦略プログラムの成果を含めた全体の中間評価を平成 28 年度に実施する。これらの結果をホームページ等を通じて国民に広く説明していく。</p>	<p>「京」を中心とする HPCI 利用研究課題成果事例集 III の編集に際し、専門家のアドバイスも参考にして、平成 28 年 3 月に発行。ホームページに掲載済。（右欄参照）</p> <p>秋のレビュー後、「京」に関して、27 件のシンポジウム、441 件のメディア広報（新聞、テレビ、雑誌等）、6,947 人の見学（学校、企業等）を実施。（平成 28 年 9 月 14 日現在）</p> <p>例えば、若年層の認知度を高めるため、開催地の教育委員会や高校との連携強化等に取り組みながら、シンポジウムを実施。平成 28 年 3 月 19 日に開催した「スパコンを知る集い in 仙台」では、宮城県等とタイアップし、小中高大学生約 60 人を含む 164 人に対して、「京」の成果及びポスト「京」で期待される成果をわかりやすく説明。講演資料やアンケート結果等はホームページに掲載し、広く周知している（過去の開催報告等は右記参照）。また、本シンポジウムの平成 28 年度の開催（平成 28 年 12 月（宮崎県）、平成 29 年 2 月（岡山県）、平成 29 年 3 月（栃木県））に向けて、引き続き若年層の認知度を高めるため、各開催地で高校への事前訪問活動等を行っている他、新たに企業を対象した周知活動等に地元自治体・商工会議所と連携して取り組んでいる。</p> <p>経済波及効果については、理化学研究所において平成 28 年 3 月に調査実施主体を公募で選定し、平成 28 年 4 月より調査を開始しており、平成 28 年 12 月までに報告を取りまとめる予定。</p> <p>秋のレビューでの指摘を踏まえ、行革担当大臣、外部有識者、文部科学省等の関係者において継続的な検討を実施し、スーパーコンピュータをめぐる課題の整理等を行った。また、「京」の運営に係る中間評価及び HPCI 戦略プログラムの事後評価を含む、「京」の総合的な中間検証を実施するため、外部有識者による特定高速電子計算</p>	<p>「京」を中心とする HPCI 利用研究課題成果事例集 http://www.hpci-office.jp/pages/k_jirei</p> <p>「スパコンを知る集い」の開催案内・報告 http://www.aics.riken.jp/jp/outreach/shirutsudoi/</p> <p>特定高速電子計算機施設（スーパーコンピュータ「京」）に係る評価委員会の開催案内・配布資料等 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/042</p>

		<p>機施設（スーパーコンピュータ「京」）に係る評価委員会を平成 28 年 2 月 26 日に設置し、平成 28 年 6 月 28 日までに 5 回開催。スーパーコンピュータを用いたシミュレーションの意義、「京」で可能となった大規模計算や「京」で実証された大規模計算の産業上の効果、研究開発基盤としての「京」の意味、「京」の後継機となるポスト「京」の役割等についても検討を行っており、平成 28 年 6 月 28 日の第 5 回評価委員会で、「京」の総合的な中間検証の中間報告を取りまとめた。資料等はホームページで順次公表している（右記参照）。</p>	/index.htm
・産業界による「京」の利用割合は、現在全体の 8 ~ 10 % 程度にとどまっているが、②適正な受益者負担を求めつつ、産業利用の割合を高めていくべきである。	「京」の産業利用については、現在、全利用者の 3 割以上（※）を占めているところ、産業界からの要望等も踏まえ、平成 28 年度は産業利用の専用枠を 5 % 増加（合計 15 %）する。これにより、産業界の利用割合がさらに増加する見込み。引き続き、適正な受益者負担の在り方も含め、産業界（スーパーコンピューティング技術産業応用協議会及び HPCI コンソーシアム）などのご意見・ご要望等を踏まえながら、取り組んでいく。※「京」の計算資源においては、産業利用の専用枠（平成 26 年度は 8 %、平成 27 年度は 10 %）が存在するが、それ以外も含めた「京」全体の産業利用者割合。	平成 28 年 1 月 6 日に開催した HPCI 計画推進委員会において、平成 28 年度の「京」の計算資源割合に関し、産業利用の専用枠を拡大（10 ~ 15 %）することを報告し、産業利用の専用枠を 15 % に拡大することを決定済。	平成 28 年 1 月 6 日開催の HPCI 計画推進委員会（第 28 回）配布資料等 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/020/shiryo/1366147.htm
・「京」の利用者の選定手続きについては、この巨額を要したプロジェクトの成果を広く社会全体で享受できるようにするためにも、③公表の範囲を拡充し、透明性を高めるべきである。	利用者の選定手続きについては、中立・公正な審査の確保、機密情報の保護等に留意しつつ選定委員会の議事概要を公開するなど、他の共用の研究施設等の事例を参考にしながら運用している。 今後、選定手続きの透明性を一層高めるために、選定委員会における配布資料のうち、審査委員名簿のように公開することによって選定の中立性・公正性に影響を及ぼし得るもの、申請時の課題内容のように企業や研究者のアイデア等保護を必要とするもの等をより厳正に選別し、それら以外については、順次公表すべく検討中。	平成 28 年 2 月 4 日に開催した選定委員会において、選定委員会における配布資料のうち、選定の中立性・公正性に影響を及ぼすもの、企業や研究者のアイデア等保護を必要とするもの以外は、今後公表することを決定済。公表することになった資料は、ホームページに掲載済。	平成 28 年 2 月 4 日開催の選定委員会（第 9 回）配布資料等 http://www.hpci-office.jp/pages/seitei09?parent_folder=205
・ポスト「京」の開発については、約 1,100 億円という④多額の国費投入が見込まれているが、これに見合う成果として、どのようなものが期待されているのかについて、国民に分かりやすく説明	これまででは、経済的側面における効果を計測するに足る情報が不足していたことから、「京」での実績やポスト「京」でのアプリケーション開発の進展なども踏まえ、平成 28 年度に、ポスト「京」の経済波及効果について新たに定量的に算定すべく検討を進め、その結果をホームページ等を通じて 국민に広く	秋のレビュー後、ポスト「京」に関して、27 件のシンポジウム、100 件のメディア広報（新聞、テレビ、雑誌等）を実施。（平成 28 年 9 月 15 日現在） 例えば、若年層の認知度を高めるため、開催地の教育委員会や高校との連携強化等に取り組みながら、シンポジウムを実施。平成 28 年 3 月 19 日に開催した「スパコンを知る集い in 仙台」では、宮城県等とタイアップし、小中高大学生約 60 人を含む 164 人に対して、「京」の成果及びポスト「京」で期待される成果をわかりやすく説明。講演資料やアンケート結果等はホームページに掲載し、広く周知している（過去	「スパコンを知る集い」の開催案内・報告 http://www.aics.riken.jp/jp/outreach/shirutsudoi/

<p><u>すべき</u>である。</p>	<p>説明していく。 今後は、関係機関とも連携し、ポスト「京」に向けたアプリケーション開発の進展に応じて、研究の内容やポスト「京」の意義、将来展望等について、内容面でも工夫して、分かりやすい説明に最大限努力する。</p>	<p>の開催報告等は右記参照)。また、本シンポジウムの平成 28 年度の開催(平成 28 年 12 月(宮崎県)、平成 29 年 2 月(岡山県)、平成 29 年 3 月(栃木県))に向けて、引き続き若年層の認知度を高めるため、各開催地で高校への事前訪問活動等を行っている他、新たに企業を対象した周知活動等に地元自治体・商工会議所と連携して取り組んでいる。</p> <p>また、ポスト「京」で期待される成果等について、平成 28 年 1 月 29 日に記者勉強会を開催、平成 28 年 3 月 1 日の総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会におけるポスト「京」の評価の確認等においても、関係資料を提出し、ホームページで公開している(右記参照)。</p> <p>経済波及効果については、理化学研究所において平成 28 年 3 月に調査実施主体を公募で選定し、平成 28 年 4 月より調査を開始しており、平成 28 年 12 月までに報告を取りまとめる予定。</p> <p>秋のレビューでの指摘を踏まえ、行革担当大臣、外部有識者、文部科学省等の関係者において継続的な検討を実施し、スーパーコンピュータをめぐる課題の整理等を行った。また、「京」の運営に係る中間評価及び HPCI 戦略プログラムの事後評価を含む、「京」の総合的な中間検証を実施するため、外部有識者による特定高速電子計算機施設(スーパーコンピュータ「京」)に係る評価委員会を平成 28 年 2 月 26 日に設置し、平成 28 年 6 月 28 日までに 5 回開催。スーパーコンピュータを用いたシミュレーションの意義、「京」で可能となった大規模計算や「京」で実証された大規模計算の産業上の効果、研究開発基盤としての「京」の意味、「京」の後継機となるポスト「京」の役割等についても検討を行っており、平成 28 年 6 月 28 日の第 5 回評価委員会で、「京」の総合的な中間検証の中間報告を取りまとめた。資料等はホームページで順次公表している(右記参照)。</p>	<p>記者勉強会「ポスト「京」スーパーコンピュータとポスト「京」で重点的に取り組むべき社会的・科学的課題」(平成 28 年 1 月 29 日)の開催報告 http://www.aics.rikен.jp/outreach/formedia/160129.html</p> <p>第 115 回総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会(平成 28 年 3 月 1 日)の配布資料等 http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/hyouka/haihu115/haihu-si115.html</p> <p>特定高速電子計算機施設(スーパーコンピュータ「京」)に係る評価委員会の開催案内・配布資料等 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/042/index.htm</p>
-----------------------	--	---	--

<p>・また、「京」の保守及びポスト「京」の開発・整備・保守にあたっては、この事業の性質上、特定の業界、特定の企業のみが関係するものとなっていることから、<u>⑤コスト抑制のための検討を、海外比較等、様々な角度から行い、専門家による検証なども踏まえるなどして、国費投入額の削減に努力すべきである。</u></p>	<p>「京」については、これまでも「京」の運転ノウハウの蓄積や各種経費の見直し等により、経費の合理化・効率化等に努めているが、HPCI 戦略プログラム（平成27年度終了）の結果や一般利用の成果を含めた全体の中間評価を平成28年度に実施し、運用状況等を踏まえつつ、効果的・効率的な運用に向け努力していく。ポスト「京」の開発については、平成28年度に専門家からなる外部有識者による委員会において、コスト・性能評価を実施し、海外との比較や経済効果も含めてしっかりと検証していく。また、平成29年度には中間評価を実施し、さらに総合科学技術・イノベーション会議においても中間評価を実施した上で、製造段階に移行するか否かの判断を行う。また、「京」及びポスト「京」の事業における補助金支出に関し、文部科学省は、これまでも、支出の内容が事業目的に合致しているか、経理処理が各種規定に基づく適正なものか確認するとともに、契約差額や事業目的に合致しない金額が生じた場合は、国庫に返納させているところ。今後は、技術的な面についてより一層のチェック体制を強化する観点から、例えば、メーカーOBの技術参与等の参画も検討していく。</p>	<p>平成28年度予算についても、さらに経費の合理化・効率化を実施。「京」については、レビューでの指摘も踏まえ、これまでの運営ノウハウの蓄積等も踏まえ、メンテナンス等について一部合理化を実施済（▲1.2億円）。ポスト「京」については、レビューでの指摘も踏まえ、また基本設計の進捗状況を踏まえた上で、経費の見直しを行い、開発に遅延がないよう着実に推進できる経費を計上。具体的には、システム開発については、システムの基本設計の進捗を踏まえたアプリ性能評価のための計算作業の効率化（計算機システムの導入）を図り、人件費等の合理化を実施済（▲2億円）。なお、アプリケーション開発については、基本設計評価も踏まえ、平成28年度に実施予定のコスト・性能評価を行うために直接繋がる内容の取組を明確化・重点化し、それ以外のところは後年度に回すなどにより、一部経費の見直しを実施済。</p>
--	---	--

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	科学技術ビッグプロジェクト（Ⅱ）国際宇宙ステーション（ISS）開発に関する予算		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国際宇宙ステーション（ISS）については、我が国の科学技術政策の中での宇宙政策の位置づけ、更にその中のISSの位置づけを明確に提示した上で、将来的な利益の回収が期待される投資の側面と、夢や希望、さらには外交・安全保障などの公共財的な側面があることを踏まえつつ、国益への貢献、実際の成果とコスト、将来ビジョンや今後の課題を含め厳格な評価を行い、それを前提に、①国費投入額の適正性について国民への説明責任を果たすべきである。また、事業をより効果的・効率的に進めるようマネジメント体制を確立し、改善していくべきである。 ・「きぼう」を利用した研究については、現状を見ると、一部評価結果は公表されているが、その内容は評価というよりも研究結果の広報となっている。今後は②投入予算に見合った科学的成果があったか、「きぼう」で行う必然性があったかについて専門家による厳格な審査を行い、その内容・プロセス・評価結果を透明化し広く国民に公表すべきである。また、研究課題の選定に当たっても、同様の視点からより透明なプロセスを通じて厳格に審査すべきである。 ・③「きぼう」を利用した研究の目標については、単なる論文数ではなく、論文の被引用数、高被引用論文数などの、研究の質を表す指標とすべきである。 ・④「きぼう」への民間研究委託（有償利用）についても、価格設定などを見直したこと等により、民間資金の一層の活用を図るべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・国際宇宙ステーション（ISS）については、我が国の科学技術政策の中での宇宙政策の位置づけ、更にその中のISSの位置づけを明確に提示した上で、将来的な利益の回収が期待される投資の側面と、夢や希望、さらには外交・安全保障などの公共財的な側面があることを踏まえつつ、国益への貢献、実際の成果とコスト、将来ビジョンや今後の課題を含め厳格な評価を行い、それを前提に、①国費投入額の適正性について国民への説明責任を果たすべきである。また、事業をより効果的・効率的に進めるようマネジメント体制を確立し、改善していくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙基本計画の工程表に、宇宙政策におけるISSの位置づけを適切に反映するとともに、平成28年度に実施する独立行政法人評価において、国費投入の適正性について、投資の側面や公共財的側面など、多面的で国民に分かりやすい評価となるように努める。 ・上記に加え、国費投入の合理化については、「こうのとり」の後継機の開発等により将来への技術の波及性を獲得し、コスト削減を図る計画を進める。 ・さらに、国民への説明責任を果たすため、ISS計画の必要性、利用成果等を説明するためのシンポジウムの定期開催を検討する。 ・事業の実施にあたっては、宇宙空間で行うことで成果が期待される研究であるか、国の戦略研究に沿った内容の研究であるか、民間利用についても積極的に推進されているか、研究が効率的に実施されるものであるかなどについて、平成28年度に文部科学省及びJAXAが適切に確認し、実施していくマネジメント体制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙基本計画工程表(平成27年度改訂)（12月8日 宇宙戦略本部決定）において、「ISSにおける日米協力の戦略的・外交的重要性を踏まえ、ISSの新たな利用形態の実現やISSによるアジア諸国との連携に資する新たな日米協力の枠組について米国政府との合意を得て、平成33年以降平成36年（2021年以降2024年）までのISS延長への参加を決定することとした。」と位置づけられた。 ・将来への技術の波及性を獲得し、コスト削減を図るため、平成28年度予算において、「こうのとり」の後継機として新型宇宙ステーション補給機「HTV-X」の開発着手のための経費を計上し、平成28年度より、輸送量当たりの単価を現行HTVのおよそ半分とすることを目指して、計画の詳細化を進めている。 ・平成28年3月に、ISS計画の必要性、利用成果の説明を油井飛行士のミッション報告とともにに行うシンポジウムを開催した（全国5カ所、約7,000名が参加）。今後、日本人宇宙飛行士のISS長期滞在の機会に併せて定期的にシンポジウムを開催する。 ・日本実験棟「きぼう」における研究課題の募集・選定に際して、状況等を文科省、JAXAで事前に連絡、確認する体制とともに、民間利用の推進の状況や研究の効率的な実施状況についても緊密な情報共有を図っていく体制を構築した。 	<p>内閣府（宇宙政策担当HP） http://www8.cao.go.jp/space/plan/plan2/kaitei_fy27/kaitei_fy27.pdf http://www8.cao.go.jp/space/comittee/kaisai.html</p> <p>油井飛行士ミッション報告会（東京開催）HP http://iss.jaxa.jp/iss/jaxa_exp/yui/news/160316_yui_debriefing.html</p>

<p>・「きぼう」を利用した研究については、現状を見ると、一部評価結果は公表されているが、その内容は評価というよりも研究結果の広報となっている。今後は<u>②投入予算に見合った科学的成果があったか、「きぼう」で行う必然性があったかについて専門家による厳格な審査を行い、その内容・プロセス・評価結果を透明化し広く国民に公表すべきである。また、研究課題の選定に当たっても、同様の視点からより透明なプロセスを通じて厳格に審査すべきである。</u></p>	<p>・「きぼう」を利用した研究の評価（事後評価）については、成果の最大化や費用対効果を勘案すると共に、「きぼう」で行う必然性についての観点を加えるなど、より厳格な評価の在り方について検討すると共に、その内容・プロセス・評価結果を国民に分かりやすい形で公表する。なお、事後評価の結果については、準備が整い次第、順次公表する（実験及び研究者の側の実験データの分析が終了し、公表の準備が整ったものについては、平成 27 年度末から順次公表する予定。）。</p> <p>・研究課題の選定に当たっては、より透明なプロセスを通じて厳格に審査すべく、評価の公正性にも留意しつつ、課題選定の基準や選考評価委員、選考結果などの選考プロセスを適切な時期に公表することを検討する。（例えば、平成 27 年度の研究課題に関する選考評価委員については、平成 27 年度中に公表予定。）</p>	<p>・「きぼう」を利用した研究の評価（外部識者による事後評価）については、成果の最大化や費用対効果を勘案すると共に、「きぼう」で行う必然性についての観点を加えるなどした、より厳格な評価の在り方について検討することとした。また、事後評価結果の順次の公表を行うこととし、事後評価が終わっていたが未公表だった 24 テーマについて平成 27 年度末までに JAXA HP にて公開した。</p> <p>・選考プロセスについて、課題選定の基準は公募開始時に、選考結果および選考評価委員は選考後速やかに公表することとした。なお、平成 27 年度については、課題選定の基準は公募開始時（平成 27 年 4 月）に公表し、選考結果（平成 27 年 12 月）や選考評価委員（平成 28 年 1 月）は、選考後に公表した。平成 28 年度の課題選定の基準は、公募を開始した際（平成 28 年 4 月）に JAXA ホームページにて公開した。</p>	<p>「きぼう」利用により得られた成果（JAXA HP） http://iss.jaxa.jp/kiboresults/ 「きぼう」利用に関する選考プロセス、委員名等（JAXA HP） http://iss.jaxa.jp/kiboe/exp/committeehhttp://iss.jaxa.jp/kiboe/exp/participation/application/2016_kibo-utilization-theme.html</p>
<p>・③「きぼう」を利用した研究の目標については、単なる論文数ではなく、論文の被引用数、高被引用論文数などの、研究の質を表す指標とすべきである。</p>	<p>平成 28 年度の行政事業レビュー作成に当たって、研究の質を評価する観点にも留意した指標を導入する。</p>	<p>・「きぼう」等を利用した研究課題で平成 27 年までの間に執筆された査読付き論文について調査した。その結果をもとに、研究の質を評価する観点にも留意した指標として、過去 10 年間の執筆論文における被引用回数トップ 10% の論文数を導入することとし、平成 28 年度行政事業レビューに平成 27 年度の実績を反映した。</p>	
<p>・④「きぼう」への民間研究委託（有償利用）についても、価格設定などを見直したこと等により、民間資金の一層の活用を図るべきである。</p>	<p>・民間資金の一層の活用を図るため、平成 27 年度中に、必要な対応方策を、民間利用経験者からのニーズ調査で把握した利用料金の設定についての意見などを踏まえて検討し、平成 28 年度以降すみやかに取組を実施する。</p>	<p>・民間資金の一層の活用を図るため、必要な対応方策として、利用経験者からのニーズ調査を行った。その結果、スピードアップや設備増強の要望が寄せられたところ、有償利用を想定したトライアルユース、宇宙実験のスピードアップや新たな設備の増強を実施するとともに、ニーズを踏まえた適切な利用料金の設定について検討し、JAXA の「きぼう」有償利用に関する委員会にて 10 月末頃までに結論を得る。</p>	<p>「きぼう」の有償利用（JAXA HP） http://iss.jaxa.jp/user/opp/index.html http://www.jaxa.jp/pres/2016/02/20160224_protocol_j.html http://www.jaxa.jp/pres/2016/04/20160427_diwata1_j.html</p>

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	耐震化の効果的な促進（不特定多数の者が利用する大規模建築物（ホテル、旅館等）等の耐震化）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する、ホテル、旅館等の大規模建築物の耐震性を向上させることは、大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性、国民の生命の安全性をより一層向上させるために必要な重要課題である。 ・地方公共団体における補助制度の有無によって、建築物の所有者等の負担額に大幅な差が生じている。①現時点で補助制度を創設していない11県を含め、耐震改修を一層促進すべきである。 ・平成27年末が耐震診断結果の報告期限であり、今後は、改修が必要となる大規模建築物が把握できることから、②地方公共団体に対しフォローアップ体制を整備させ、きめ細かな対応を行わせるなど、耐震改修の着手を促すべきである。また、③本事業を延長する場合には、明確に期限を付し、それ以降は補助率が下がることを周知した上で、耐震改修の早期着手を促すとともに、④耐震改修工事の事例（工法、価格、デザイン性、メリットなど）等の情報を広く発信すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する、ホテル、旅館等の大規模建築物の耐震性を向上させることは、大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性、国民の生命の安全性をより一層向上させるために必要な重要課題である。 ・地方公共団体における補助制度の有無によって、建築物の所有者等の負担額に大幅な差が生じている。①現時点で補助制度を創設していない11県を含め、耐震改修を一層促進すべきである。 ・平成27年末が耐震診断結果の報告期限であり、今後は、改修が必要となる大規模建築物が把握できることから、②地方公共団体に対しフォローアップ体制を整備させ、きめ細かな対応を行わせるなど、耐震改修の着手を促すべきである。また、③本事業を延長する場合には、明確に期限を付し、それ以降は補助率が下がることを周知した上で、耐震改修の早期着手を促すとともに、④耐震改修工事の事例（工法、価格、デザイン性、メリットなど）等の情報を広く発信すべきである。 	<p>①耐震改修等に対する補助制度が未整備の都道府県に対しては、これまで副知事等を訪問し早期の補助制度の整備を要請してきたが、引き続き要請を行っていく方針としている。また、補助制度が未整備の場合は速やかに補助制度を創設すること、既に補助制度を整備している場合もその充実等に取り組むことを都道府県等に対して文書にて依頼した。（H27年12月）</p> <p>さらに、都道府県における補助制度の創設状況について、引き続き、ホームページ等を通じて公表するとともに、各都道府県等における平成28年度当初での補助制度の整備に向けた準備状況については、定期的にブロック毎（例：東北ブロック）に開催している都道府県担当者との会議等で継続的にフォローアップ等を行い、補助制度を創設していない11県の補助制度の創設を促すこととする。</p> <p>②個々の診断義務付け対象の建築物について、改修工事の準備状況等を丁寧にフォローアップするとともに、建物所有者等からの改修工事の実施等に関する相談にきめ細かに対応すること等を都道府県等に文書にて依頼した。（H27年12月）</p> <p>③今回の期限の延長はあくまでも3年限りのものであり、平成30年度末までに補強設計の着手が行われていない改修工事については、現行の引き上げ後の補助率の適用は行われないことを所有者に周知し、速やかな改修工事の着手を促すことを都道府県等に文書にて依頼した。（H27年12月）</p> <p>④建物所有者等向けに耐震改修工事関連のパンフレット、工事事例集等を作成しており、これらの周知を進めることとしている。また、これらを活用しながら、改修工事の実施に必要となる関連情報を所有者等に積極的に提供することを、都道府県等に文書にて依頼した。（H27年12月）</p> <p>これらに関する地方公共団体における対応状況について、定期的にブロック毎（例：東北ブロック）に開催している都道府県担当者との会議においてフォロー</p>	<p>平成27年12月24日付けで、補助制度が未整備の都道府県等に対して早期の補助制度の整備を依頼するとともに、既に補助制度を整備している都道府県等に対しても制度の充実等を依頼する文書を発出した。</p> <p>補助制度を創設していない11県については、平成28年度に入って全ての県において補助制度が創設された。</p>	
		<p>平成27年12月24日付けで、フォローアップ体制の整備、建物所有者等からの相談へのきめ細かな対応、補助制度の期限に関する周知、所有者への情報提供等に関して都道府県等に対して依頼する文書を発出した。</p> <p>平成28年1月～2月にかけブロック毎の都道府県担当者との会議を開催し、H27年12月の通知について説明を行い、フォローアップ体制の整備、建築所有者等からの相談へのきめ細かな対応、補助制度の期限に関する周知、所有者への情報提供等に関して都道府県等に依頼した。</p> <p>平成28年5～6月にかけブロック毎の都道府県担当者との会議を開催し、建物所有者等向けの耐震改修工事事例集を配布するとともに、引き続き地方公共団体の対応状況についてフォローアップ等を行った。</p>	

	アップ等を行っていく方針としている。	いて耐震改修の着手を促すため、都道府県耐震改修促進計画において防災拠点としての位置づけを進めるよう都道府県等に依頼した。	
--	--------------------	--	--

担当府省名	内閣府、総務省、国土交通省		
テーマ等	PFI 手法等を活用した効果的・効率的なインフラ整備の推進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の意識改革や地元住民の理解促進など案件形成の入り口となる課題を解決するため、①<u>地方公共団体、地元住民、地元企業等の参画による地域プラットフォームの形成を促進すべきである。地域プラットフォームの形成促進に当たっては、先進的な地方公共団体の取組による効果等を調査・分析し、横展開を図るべきである。</u> ・民間事業者が PFI 事業に参入しやすい環境を整備する観点から、②<u>下水道事業等への公営企業会計の適用による経営財務の見える化を促進するとともに、総務省が有する地方公営企業決算状況調査の全てのデータを公表すべきである。</u> ・税財源に頼ることなく、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長へつなげていくためには、PFI 事業等の活用を一層推進することが重要であり、民間資金等活用事業推進会議が中心となって国がリーダーシップを発揮し、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成 26 年 6 月 16 日民間資金等活用事業推進会議決定)において、③<u>集中強化期間（平成 26 年度から 28 年度）における公共施設等運営権方式の事業件数目標とされている 19 件の具体化等、PFI 事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じていくべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の意識改革や地元住民の理解促進など案件形成の入り口となる課題を解決するため、①<u>地方公共団体、地元住民、地元企業等の参画による地域プラットフォームの形成を促進すべきである。地域プラットフォームの形成促進に当たっては、先進的な地方公共団体の取組による効果等を調査・分析し、横展開を図るべきである。</u> 	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘を踏まえ、引き続き、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI 事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図るとともに、具体的な案件形成を目指した取組を推進する地域プラットフォームの形成促進を行うこととする。 ・ これに当たり、先進的な地方公共団体の取組による効果等を調査・分析し、横展開を図ることとする。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度内に、ブロックレベルの地域プラットフォームを全国 8 ブロックごとに立ち上げるとともに、モデル 5 都市において地方公共団体レベルの地域プラットフォームの体制整備を行う。 ・ 平成 28 年度以降も、地域プラットフォームの全国的な体制整備を計画的に展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックレベルの地域プラットフォームを全国 9 ブロック全てで立ち上げた（平成 27 年度に 8 ブロック、平成 28 年 5 月に 1 ブロック）。 ・ 地方公共団体レベルの地域プラットフォームの体制整備を、平成 27 年度から行うこととしており、内閣府においては、平成 27 年度及び平成 28 年度にそれぞれモデル 5 都市を選定し支援を行っている。また、国土交通省においては、平成 28 年 5 月に 12 地域を支援対象として選定しており、今年度内にさらに 8 地域程度を新規支援対象として選定予定である。 ・ 上記地域プラットフォームにおいて、先進的な地方公共団体の取組を紹介し、横展開を図っている。 ・ 地域プラットフォーム形成促進のため、平成 28 年度予算において、内閣府は 169,101 千円（内数）を、国土交通省は 598,356 千円（内数）を計上し、平成 29 年度概算要求において、内閣府は 321,905 千円（内数）を、国土交通省は 694,600 千円（内数）を計上している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者が PFI 事業に参入しやすい環境を整備する観点から、②<u>下水道事業等への公営企業会計の適用による経営財務の見える化を促進するとともに、総務省が有する地方公営企業決算状況調査の全てのデータを公表すべ</u> 	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 1 月に発出した「公営企業会計の適用の推進について」（総務大臣通知）等を踏まえ、平成 31 年度までの集中取組期間において、重点事業（下水道事業、簡易水道事業）を中心に、公営企業会計の適用を推進するとともに、その進捗状況について毎年度調査し、各都道府県・市町村別に公表する。 ・ 地方公営企業決算状況調査の全てのデータについて、平成 26 年度決算から加工可能な型式（スプレッドシート）により、総務省 HPにおいて公開することとす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 10 月時点の公営企業会計の適用の進捗状況について、平成 28 年 2 月 5 日に総務省 HPにおいて公開済。 ・ 平成 26 年度決算に係る地方公営企業決算状況調査の全てのデータについて、平成 27 年 12 月 21 日に総務省 HPにおいて公開済。 	

きである。	<p>る。(スケジュール)・平成 27 年 10 月時点の公営企業会計の適用の進捗状況について、年度内に公表。・地方公営企業決算状況調査の全てのデータについて、平成 27 年 12 月に公開。</p>	
<p>・ 税財源に頼ることなく、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長へつなげていくためには、PFI 事業等の活用を一層推進することが重要であり、民間資金等活用事業推進会議が中心となって国がリーダーシップを発揮し、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成 26 年 6 月 16 日民間資金等活用事業推進会議決定)において、③集中強化期間(平成 26 年度から 28 年度)における公共施設等運営権方式の事業件数目標とされている 19 件の具体化等、PFI 事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じていくべきである。</p>	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、引き続き、PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築、案件形成支援、地域プラットフォーム形成支援、PPP/PFI 専門家派遣等を通じ、集中強化期間における公共施設等運営権方式の目標の具体化等、PFI 事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じることとする。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度内に、集中強化期間における公共施設等運営権方式の従来の事業件数目標(平成 26 年度から 28 年度に空港 6 件、水道 6 件、下水道 6 件、道路 1 件)を具体化するとともに、平成 30 年度までに、「PPP/PFI 推進アクションプラン」(平成 28 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定)において新たに追加された事業件数目標(平成 28 年度から 30 年度に文教施設 3 件、公営住宅(※)6 件)を具体化するため、案件形成に向けた取組を加速する。 (※収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。) 平成 28 年度内に、国及び人口 20 万人以上の地方公共団体において、地域の実情を踏まえた多様な PPP/PFI の手法の導入を優先的に検討する仕組みを構築する。 平成 28 年度から、地方公共団体に対して法律・会計・税務・金融等の専門家チームによる事業フェーズに応じた切れ目ない支援を行うため、PPP/PFI 高度専門家派遣を行う。 地域プラットフォームについては、上述のとおり。 	<ul style="list-style-type: none"> 集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業件数目標については、空港 7 件、水道 2 件、下水道 4 件、道路 1 件が、実施契約の締結や実施方針の公表を行う等進捗している。 平成 27 年 12 月 15 日に、総理を会長とする PFI 推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を決定し、同日に各省庁、同月 17 日に地方公共団体に対し、多様な PPP/PFI の手法の導入を優先的に検討する仕組みを構築するよう要請通知を発出した。また、平成 28 年 3 月に、PFI 推進委員会における調査審議を経て作成した「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」を地方公共団体に対して発出した。 上下水道については、「PPP/PFI 推進アクションプラン」に基づく各種取組の実施状況について、平成 28 年度から四半期ごとにフォローアップを行うこととした。また、コンセッション事業導入の前提となるデューディリジェンス(資産評価)、官民の役割分担の検討等に係る費用を支援するため、平成 28 年度第 2 次補正予算において、1,392,000 千円(内数)を計上している。 内閣府は、案件形成支援、地域プラットフォーム形成支援及び PPP/PFI 専門家派遣のため、平成 28 年度予算において 169,101 千円を計上し、平成 29 年度概算要求において 321,905 千円を計上している。国土交通省は、国土交通省所管分野における先導的な案件形成支援並びに具体的案件の発掘・形成及び優良事例のノウハウの共有・横展開を行う地域プラットフォーム形成支援のため、平成 28 年度予算において 598,356 千円を計上し、平成 29 年度概算要求において 694,600 千円を計上している。 地域プラットフォームについては、上述のとおり。
きである。	<p>る。(スケジュール)・平成 27 年 10 月時点の公営企業会計の適用の進捗状況について、年度内に公表。・地方公営企業決算状況調査の全てのデータについて、平成 27 年 12 月に公開。</p>	
<p>・ 税財源に頼ることなく、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長へつなげていくためには、PFI 事業等の活用を一層推進することが重要であり、民間資金等活用事業推進会議が中心となって国がリーダーシップを発揮し、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成 26 年 6 月 16 日民間資金等活用事業推進会議決定)において、③集中強化期間(平成 26 年度から 28 年度)における公共施設等運営権方式の事業件数目標とされている 19 件の具体化等、PFI 事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じていくべきである。</p>	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、引き続き、PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築、案件形成支援、地域プラットフォーム形成支援、PPP/PFI 専門家派遣等を通じ、集中強化期間における公共施設等運営権方式の目標の具体化等、PFI 事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じることとする。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度内に、集中強化期間における公共施設等運営権方式の従来の事業件数目標(平成 26 年度から 28 年度に空港 6 件、水道 6 件、下水道 6 件、道路 1 件)を具体化するとともに、平成 30 年度までに、「PPP/PFI 推進アクションプラン」(平成 28 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定)において新たに追加された事業件数目標(平成 28 年度から 30 年度に文教施設 3 件、公営住宅(※)6 件)を具体化するため、案件形成に向けた取組を加速する。 (※収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。) 平成 28 年度内に、国及び人口 20 万人以上の地方公共団体において、地域の実情を踏まえた多様な PPP/PFI の手法の導入を優先的に検討する仕組みを構築する。 平成 28 年度から、地方公共団体に対して法律・会計・税務・金融等の専門家チームによる事業フェーズに応じた切れ目ない支援を行うため、PPP/PFI 高度専門家派遣を行う。 地域プラットフォームについては、上述のとおり。 	<ul style="list-style-type: none"> 集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業件数目標については、空港 7 件、水道 2 件、下水道 4 件、道路 1 件が、実施契約の締結や実施方針の公表を行う等進捗している。 平成 27 年 12 月 15 日に、総理を会長とする PFI 推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を決定し、同日に各省庁、同月 17 日に地方公共団体に対し、多様な PPP/PFI の手法の導入を優先的に検討する仕組みを構築するよう要請通知を発出した。また、平成 28 年 3 月に、PFI 推進委員会における調査審議を経て作成した「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」を地方公共団体に対して発出した。 上下水道については、「PPP/PFI 推進アクションプラン」に基づく各種取組の実施状況について、平成 28 年度から四半期ごとにフォローアップを行うこととした。また、コンセッション事業導入の前提となるデューディリジェンス(資産評価)、官民の役割分担の検討等に係る費用を支援するため、平成 28 年度第 2 次補正予算において、1,392,000 千円(内数)を計上している。 内閣府は、案件形成支援、地域プラットフォーム形成支援及び PPP/PFI 専門家派遣のため、平成 28 年度予算において 169,101 千円を計上し、平成 29 年度概算要求において 321,905 千円を計上している。国土交通省は、国土交通省所管分野における先導的な案件形成支援並びに具体的案件の発掘・形成及び優良事例のノウハウの共有・横展開を行う地域プラットフォーム形成支援のため、平成 28 年度予算において 598,356 千円を計上し、平成 29 年度概算要求において 694,600 千円を計上している。 地域プラットフォームについては、上述のとおり。

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	正社員雇用の推進		
指摘事項	<p>・非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業については、①「正社員化コース」「待遇改善コース」「人材育成コース」のそれぞれの支援メニュー毎の成果目標を明確にすることにより、P D C A サイクルの向上に取り組むべきである。</p> <p>・さらに、本事業が、「正社員化」へつなげるための支援事業であること、非正規雇用の労働者の賃金引上げにも資するものであることを明確にするため、②支援メニューの更なる改善を図るべきである。</p> <p>・非正規雇用の労働者の正社員転換・待遇改善を進めるため、平成 28 年 1 月に策定される今後 5 年の計画である③「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定する際には、本事業に加え、有効と考えられる政策手段を総動員し、総合的な対策を講ずるべきである。また、実施の際には、④非正規雇用労働者の詳細な現況分析をした上で、個々の政策手段にも適切な成果目標を設定し、不断の見直しを行すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における進捗状況	備考
非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業については、①「正社員化コース」「待遇改善コース」「人材育成コース」のそれぞれの支援メニュー毎の成果目標を明確にすることにより、P D C A サイクルの向上に取り組むべきである。	<p>指摘を踏まえ、各コース毎の事業効果が測定できる成果目標を設定し、P D C A サイクルの向上に取り組む。 (スケジュール) 平成 28 年度行政事業レビューシートに新たな指標を設定し、記載する。</p>	平成 28 年度行政事業レビューシートにおいて各コース毎に成果目標を設定し、公表した。	
本事業が、「正社員化」へつなげるための支援事業であること、非正規雇用の労働者の賃金引上げにも資するものであることを明確にするため、②支援メニューの更なる改善を図るべきである。	<p>指摘を踏まえ、支援メニューの改善として、 ①正社員化に向けたキャリアアップに特化したものとするため、各コースの整理統合、 ②非正規雇用労働者の賃金の引上げに資するよう「待遇改善コース」の拡充等を行う。 (スケジュール) 平成 28 年度政府予算案に反映させる。</p>	平成 28 年度予算において、①正社員化に向けたキャリアアップに特化したものとするための各コースの整理統合、②非正規雇用労働者の賃金の引上げに資するよう「待遇改善コース」の拡充等による支援メニューの改善。	
非正規雇用の労働者の正社員転換・待遇改善を進めるため、平成 28 年 1 月に策定される今後 5 年の計画である③「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定する際には、本事業に加え、有効と考えられる政策手段を総動員し、総合的な対策を講ずるべきである。	<p>非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善には省を挙げて取り組むこととしており、「正社員転換・待遇改善実現プラン」においては、関連する施策について幅広く盛り込み、総合的な対策を講じる。 (スケジュール) 平成 28 年 1 月に、正社員転換・待遇改善実現本部において、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を決定する。</p>	平成 28 年 1 月に、正社員転換・待遇改善実現本部において、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を決定した。本プランにおいては、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推進するため、関連する施策を幅広く盛り込み、総合的な対策を講じることとしている。	「正社員転換・待遇改善実現プラン」： http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000110955.html
また、実施の際には、④非正規雇用労働者の詳細な現況分析をした上で、個々の政策手段にも適切な成果目標を設定し、不断の見直しを行すべきである。	<p>非正規雇用労働者の実態把握に引き続き努めるとともに、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を着実に実施し、個別の政策についても適切に目標管理、事業の見直し等を行っていく。 (スケジュール) 「正社員転換・待遇改善実現プラン」の期間中、適切に実施する。</p>	「正社員転換・待遇改善実現プラン」においては、非正規雇用労働者の現状分析をした上で今後 5 年間の目標値を設定しているが、プランの着実かつ効果的な推進を図るために、その現況及び進捗状況を毎年把握し、公表する。また、本プランの中間年度である平成 30 年度に、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標値等を見直すほか、状況等の変化に対応し、目標値等を見直すこととしている。	「正社員転換・待遇改善実現プラン」： http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000110955.html

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	KPIに対応する成果目標設定		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度の持続可能性を高めるためには、骨太2015で示された歳出改革を確実に進めることが重要であることを踏まえ、改革の具体的な取組・成果目標とその実施・達成時期や取組を推進するための具体的な手法を明確にした上で改革に取り組むべきである。また、その際には、<u>保険者や地域差の視点も踏まえたデータ分析による「見える化」を行い、それを政策に反映するとともに、国民に提供される医療の質が低下しないよう留意すべきである。</u> ・「経済・財政再生計画」に盛り込まれた改革工程表に基づき、成果目標の達成度を点検・評価する「KPI」と各府省が所管する個別事業の成果を数量的に把握・評価する「行政事業レビュー」とが「車の両輪」として機能していくことを肝要あることを踏まえ、以下の内容について適切に取り組むべきである。 <p>①KPIは、時間軸を明確にした上で、定量的かつ具体的で、改革推進の観点から意欲的なものを設定すべきである。また、行政事業レビューや政策評価との関係を含め、目標達成に向けた政策体系図を整理すべきである。</p> <p>②KPIとの連動性が高い行政事業レビューシートにおける成果目標の設定に当たっては、ロジックモデルを活用するなどして、KPIとの関連を明らかにすべきである。</p> <p>③KPIとの関連を明確に記述する観点から、レビューシートの記載事項の見直しを検討すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
・社会保障制度の持続可能性を高めるためには、骨太2015で示された歳出改革を確実に進めることが重要であることを踏まえ、改革の具体的な取組・成果目標とその実施・達成時期や取組を推進するための具体的な手法を明確にした上で改革に取り組むべきである。	<p>「骨太方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」について、主要歳出分野ごとの改革工程、KPIを具体化した「経済・財政再生アクション・プログラム」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）を策定した。主要な改革項目の全てについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化するとともに、KPIを進捗管理、構造変化、マクロ効果の階層により体系化した。</p> <p>経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会においては、これに基づき、関係府省庁及び財政当局と連携しながら改革を推進し、各施策の進捗管理を行い、毎年度及び計画期間を通じたPDCAサイクルを着実に回す。その上で、点検、評価の結果をその後の改革に反映することとしている。</p>	<p>○「経済・財政一体改革推進委員会第2次報告」（平成28年4月28日経済・財政一体改革推進委員会）において、主要歳出分野ごとに、左記改革工程表を前提に、KPIや「見える化」の詳細について具体化を行った。</p> <p>○「骨太方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、以下の取組を進めることを決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効的なPDCAサイクルを構築するため、経済財政諮問会議において、各府省庁が概算要求の検討に着手する前から議論と精査を進める。経済・財政一体改革推進委員会において、主導的に進捗管理、点検、評価を行う。各府省庁は、これらを概算要求等に適切に反映させる。 ・経済・財政一体改革推進委員会において改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証し、概算要求及び年末までの予算編成過程への反映について議論する。先進・優良事例の展開促進、「見える化」の徹底・拡大、改革工程・KPIの把握と点検・評価等を進め、本年末には、改革の進捗状況や新たな改革工程の具体化等を踏まえ、経済・財政再生アクション・プログラムについて必要な改定を行う。 <p>○「骨太方針2016」に基づき、実効的なPDCAサイクルの一環として、平成28年8月2日の第12回経済・財政一体改革推進委員会において、各府省庁の概算要求提出前に関係省庁ヒアリングを実施した。</p>	<p>「経済・財政再生アクション・プログラム」 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/index.html</p> <p>「経済・財政一体改革推進委員会 第2次報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/report_280428_1.pdf</p> <p>「骨太方針2016」 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/2016_basicpolicies_ja.pdf</p>

<p><u>また、その際には、保険者や地域差の視点も踏まえたデータ分析による「見える化」を行い、それを政策に反映するとともに、国民に提供される医療の質が低下しないよう留意すべきである。</u></p>	<p>○医療計画・必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定することとしている。・<u>病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、2016年10月の次期報告までに用いることができるよう、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて検討し、策定すること</u>としている。○医療費適正化計画 NDBデータ等を活用した分析を行い、地域医療構想との整合性も踏まえ、<u>今年度中に国において、医療費適正化基本方針を策定すること</u>としている。○介護費用の適正化 市町村が自市町村の給付費や要介護認定等の状況を他市町村の状況と比較して分析することが可能となる地域包括ケア「見える化」システムを構築している。<u>各種指標の見える化を図ることにより、各保険者による比較分析や給付の適正化に関する取組を推進する。</u></p>	<p>○医療計画 左記の内容について、本年3月に、特定の機能を有する病棟における病床機能報告の取扱を示した。引き続き、医療計画の見直し等に関する検討会等で検討を行うこととしている。○医療費適正化計画 左記について、医療費適正化基本方針の告示を本年3月に策定・公表。9月29日の医療保険部会で具体的な推計式の案を報告した。本年10月末を目途に告示の一部改正を公布予定。○介護費用の適正化 地域包括ケア「見える化」システムについて隨時機能強化を行っている。地域差の分析等については、医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会等で検討を行っている。また、社会保障審議会介護保険部会において、保険者等による地域分析とその対応や、高齢者の自立支援・介護予防等に向けた取組の推進等の保険者機能の強化策について議論を行っている。</p>	<p>地域包括ケア「見える化」システム http://mieruka.mhlw.go.jp/</p>
<p>・ 「経済・財政再生計画」に盛り込まれた改革工程表に基づき、成果目標の達成度を点検・評価する「KPI」と各府省が所管する個別事業の成果を数量的に把握・評価する「行政事業レビュー」とが「車の両輪」として機能していくことが肝要あることを踏まえ、以下の内容について適切に取り組むべきである。</p> <p><u>①KPIは、時間軸を明確にした上で、定量的かつ具体的で、改革推進の観点から意欲的なものを設定すべきである。また、行政事業レビューや政策評価との関係を含め、目標達成に向けた政策体系図を整理すべきである。</u></p>	<p>KPIについては、「経済・財政再生アクション・プログラム」((平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)において、主要歳出分野ごとに、進捗管理のチェックポイントとして、マクロ効果への結び付きを重視して設定している。また、これらは進捗管理、構造変化、マクロ効果の階層により体系化している。</p> <p><u>「経済・財政再生計画」のPDCAサイクルを回していくに際しては、政策評価や行政事業レビューの仕組みと有機的に連携を図っていくこととしており、実効的なPDCAサイクルの構築に向けて、検討を進めているところ。</u></p>	<p>○「経済・財政一体改革推進委員会第2次報告」(平成28年4月28日経済・財政一体改革推進委員会)において、主要歳出分野ごとに、左記改革工程表を前提に、KPIや「見える化」の詳細について具体化を行った。平成28年8月2日の第12回経済・財政一体改革推進委員会では、実効的なPDCAサイクルの一環として、関係省庁ヒアリングを実施した。</p> <p>○「骨太方針2016」においては、政策評価や行政事業レビューと有機的連携を図りながら、改革工程表の個別事項の進捗状況を検証することとしている。</p> <p>○経済・財政一体改革推進委員会においては、政策評価、行政事業レビューの年間スケジュールに合わせながら、それぞれの取組と重複しないように留意しつつ、改革項目・KPI等が記載された政策評価の事前分析表や行政事業レビューシートを活用して、改革の進捗管理・点検・評価を行い、結果をその後の改革に反映していく予定。</p>	<p>「経済・財政再生アクション・プログラム」 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/index.html</p> <p>「経済・財政一体改革推進委員会 第2次報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/report_280428_1.pdf</p> <p>「骨太方針2016」 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/2016_basicpolicies_ja.pdf</p> <p>「行政事業レビュー実施要領」 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/pdf/H27jisshiyouryou.pdf</p>

<p><u>②KPIとの連動性が高い行政事業レビュー</u>シートにおける成果目標の設定に当たっては、ロジックモデルを活用するなどして、KPIとの関連を明らかにすべきである。</p> <p>③KPIとの関連を明確に記述する観点から、レビューシートの記載事項の見直しを検討すべきである。</p>	<p><u>③の見直し内容を踏まえ、内閣官房行政改革推進本部事務局等と調整しながら検討して参りたい。</u></p>	<p>行政事業レビュー実施要領等に基づき、レビューシートにおいて、事業の成果と改革項目・KPIとの関係を明らかにする。</p>	<p>-</p>
--	--	---	----------

平成 27 年「通告」の指摘事項に対する
各府省の対応状況
(平成 28 年 10 月 28 日時点)

担当府省名	内閣府		
テーマ等	総合特区の推進調整に必要な経費		
指摘事項	<p>総合特区推進調整費については、26年度の秋の年次公開検証「秋のレビュー」において、計画段階から中間目標を設定すること、対象となる事業への支援を初年度に限ること等、より明確かつ具体的な制限を加え、運用改善を図ることなどが指摘された。</p> <p>27年度においては、これらの指摘を反映させ、運用改善を図っているが、①28年度予算は、運用改善後の執行状況を十分踏まえるべきである。</p> <p>また、事業開始後5年が経過することから、行政事業レビュー推進チームの所見のとおり、②事業の効果測定や検証を行うべきである。検証に当たっては、総合特区制度がもたらした経済効果及び雇用創出効果等の検証を行い、その中で、本事業が果たした役割についても十分に検証して、総合特区推進調整費が所期の目的を達成したか否かを確認した上で、改めて事業継続の必要性について検討すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
総合特区推進調整費については、26年度の秋の年次公開検証「秋のレビュー」において、計画段階から中間目標を設定すること、対象となる事業への支援を初年度に限ること等、より明確かつ具体的な制限を加え、運用改善を図ることなどが指摘された。	指摘を踏まえ、調整費を活用した支援は、事業ごとに初年度に限る等の運用基準が明記された「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」に基づき、運用・執行し、28年度予算是、それを十分踏まえた額とした。	28年度予算は、運用改善後の執行状況も十分に踏まえた総合特区の推進調整に必要な額とし、概算要求額40億円に対し15億円を削減した。	
また、事業開始後5年が経過することから、行政事業レビュー推進チームの所見のとおり、②事業の効果測定や検証を行うべきである。検証に当たっては、総合特区制度がもたらした経済効果及び雇用創出効果等の検証を行い、その中で、本事業が果たした役割についても十分に検証して、総合特区推進調整費が所期の目的を達成したか否かを確認した上で、改めて事業継続の必要性について検討すべきである。	指摘を踏まえ、総合特区制度がもたらした成果や課題、その中で調整費が果たした役割等について、総合特区制度に関し専門的知見を有する有識者の意見・助言等を得つつ検証を進め、事業継続の必要性について検討を行った。その内容及び平成28年度行政事業レビューにおける外部有識者及び推進チームの所見等を踏まえ、運用改善を行うことを前提として本事業を継続することとし、29年度概算要求において25億円を要求した。	<p>総合特別区域法附則第2条「政府は、この法律の施行後5年内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定に基づき、総合特区の施行状況及び今後の在り方等について、総合特区制度に関し専門的知見を有する有識者の意見・助言等を得つつ検討を行い、見直し内容として、計画目標時期到来に伴う総合特区計画の認定基準の追加（これまでに行った事業の実現可能性や効果についての検証が十分に反映されていること）や、今後推進すべき総合特区の事業分野の見直し、地方創生との密接な連携、規制の特例措置等に関する協議の拡充等を盛り込んだ総合特別区域基本方針の一部変更について、平成28年4月1日に閣議決定を行った。</p> <p>本基本方針に基づき、27年度で目標の最終年度が到来した12特区について、7特区は新特区計画の認定を行い、5特区は指定解除を行った。また、28年度で目標の最終年度が到来する24特区についても有識者の意見・助言を得つつ検討を行い、所要の手続を行うこととしている。</p> <p>（総合特別区域法：平成23年8月1日施行）</p>	

担当府省名	警察庁		
テーマ等	インターネット・ホットライン業務		
指摘事項	<p>本事業については、平成 24 年度公開プロセスにおいて、「民間による費用負担について、業界団体や他省庁と協議すべき。」などと外部有識者から指摘を受けたところである。</p> <p>平成 25 年、民間事業者によるホットラインが開設されたが、平成 26 年中に受理した通報件数は、警察庁が業務を委託している事業者が受理した通報件数（150,352 件）の約 1.8%（2,757 件）に留まっており、実質的に業務の分担がなされているとは言い難い。また、両者の業務内容には重複があり、役割分担が必ずしも明確でない状況である。</p> <p>以上に鑑み、①可能な限り速やかに、民間事業者との役割分担の考え方を含む今後の業務計画（移行計画）を策定し、官民の役割分担を明確にすべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における進捗状況	備考
<p>本事業については、平成 24 年度公開プロセスにおいて、「民間による費用負担について、業界団体や他省庁と協議すべき。」などと外部有識者から指摘を受けたところである。</p> <p>平成 25 年、民間事業者によるホットラインが開設されたが、平成 26 年中に受理した通報件数は、警察庁が業務を委託している事業者が受理した通報件数（150,352 件）の約 1.8%（2,757 件）に留まっており、実質的に業務の分担がなされているとは言い難い。また、両者の業務内容には重複があり、役割分担が必ずしも明確でない状況である。</p> <p>以上に鑑み、①可能な限り速やかに、民間事業者との役割分担の考え方を含む今後の業務計画（移行計画）を策定し、官民の役割分担を明確にすべきである。</p>	<p>1 対応方針 指摘を踏まえて業界団体と協議を実施し、官民の役割分担を明確化する。</p> <p>2 スケジュール 平成 28 年度政府予算に反映させる。</p>	<p>平成 27 年度までは違法情報及び有害情報を対象として事業を委託してきたところ、業界団体と協議を実施し、有害情報については民間における対応（費用負担）を求めるとの結論に至ったことから、平成 28 年度からは、インターネット・ホットライン業務は違法情報のみについて委託することとし官民の役割分担を明確化した。これに伴い、当該業務に従事する人員を 19 名から 12 名に削減するとともに、これに付随する OA 機器等の諸経費についても併せて削減し、平成 28 年度予算に反映させた（▲0.4 億円）。</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日から、新たな役割分担に基づき、インターネット・ホットライン業務を実施している。</p>	

担当府省名	総務省		
テーマ等	電子政府関連事業（政府情報システム基盤整備）		
指摘事項	<p>平成 25 年度公開プロセスにおいて、政府全体で共用する行政情報システムについて、外部有識者よりシステムの普及率・利用率が低い旨の指摘があり「各システムの利用率向上のための問題分析を行い、対策を講じるべき。そのためにも、利用者側のニーズを十分把握すべき」とのとりまとめが行われている。</p> <p>現在、整備が進められている政府全体で共用するクラウド基盤である政府共通プラットフォーム（以下「PF」という）は、システム基盤を各府省の政府情報システムに提供しているものであり、その利用者は PF へ移行した政府情報システム、その利用率は各システムで使用する CPU 等資源の使用状況（稼働率）に該当するものと考えられる。サーバの稼働状況をみてみると、PF 全体では概ね適切な稼働状況となっているが、PF へ移行したシステムのうち一部のシステムについては、その稼働率が低調となっている。このため、①今後 PF へ移行するシステムについては、適正な資源の使用状況となるよう利用者側のニーズを十分に把握すべきである。</p> <p>従来、「利用者側のニーズの把握」については、PF に移行する政府情報システムが PF から資源提供を受ける際、移行システム担当府省において移行後における必要な資源を検討・試算し、総務省に要求することとなっているが、当該検討・試算においては、移行前における資源の稼働状況の分析が十分ではなく、PF の資源に無駄が生じている箇所が存在する。</p> <p>このため、②政府情報システムの PF への移行に当たっては、PF から適正な規模の資源提供を受けるため、CIO 補佐官を始めとする有識者の助言等を得て、移行前のシステムの稼働状況や PF が提供する資源の諸元等の情報を踏まえた資源試算を従来以上に詳細化し、政府情報システム全体の運用コスト圧縮の目標に資するライフサイクルコストの見直しを行うよう、総務省より関係府省に対し、求めるべきである。</p> <p>また、③PF に移行済のシステムにおいても、上記の取組に準ずる措置を講じなければ、将来にわたって PF 上の資源を過剰に利用する可能性があるため、複数年度の PF 利用実績を踏まえ、過剰資源となっている箇所が、各システムに割り当てられた資源の垣根を越えて適正化されるよう、システム更改の時期等において資源規模の見直しを行うべきである。</p> <p>④さらに、政府全体の情報システムのセキュリティ確保及び運用コスト圧縮の観点において、従来は PF に移行する予定ではなかったシステムについても PF 移行について検討を行うべきである。</p> <p>⑤このような見直しを実効性あるものとするため、PF に移行する際の投資対効果の評価基準や、移行システムについて各府省が PF 上で要求する資源が適正であることを確認するための基準（標準的な CPU 稼働率等の指標）を確立し、明確に開示するなど、PF 全体の規模の適正化に向けた対応を行うべきである。</p> <p>一方で、⑥受入れ側である PF においては、整備済みの拠点を最大限有効活用するとともに、更なる拠点整備については、災害に備え政府情報システムを適正に分散配置する観点及び既に移行済みのシステム、今後移行予定のシステム等の見直しの状況を踏まえ、過剰投資とならないよう、規模及び整備時期について慎重に検討すべきである。</p> <p>PF は政府情報システムのクラウドサービス化を図るものであるが、PF 移行システムごとに資源配分を決定し、運用を行っていることから、時宜にかなった適切な資源提供を行うとのクラウドサービスの利点を最大限に活用できていない。</p> <p>このため、⑦各府省の情報システムの PF 移行が安定した段階においては、CPU やディスクなどの稼働状況に応じた相互利用が可能となるよう、各府省と連携して技術面、運用面の検討を行うべきである。なお、⑧運用コスト圧縮目標の達成に影響を及ぼさない範囲において、資源の柔軟な提供という本来のクラウドサービスの役割を担い、緊急的なシステム化の要望にも対応できるようにするための検討を併せて行うものとする。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における進捗状況	備考
現在、整備が進められている政府全体で共用するクラウド基盤である政府共通プラットフォーム（以下「PF」という）は、システム基盤を各府省の政府情報システムに提供しているものであり、その利用者は PF へ移行した政府情報システム、その利用率は各システムで使用する CPU 等資源の使用状況（稼働率）に該当するものと考えられる。サーバの稼働状況をみてみると、PF 全体では概ね適切な稼働状況となっているが、PF へ移行したシステムのうち一部のシステムについては、その稼働率が低調となっている。このため、①今後 PF へ移行するシステムについては、適正な資源の使用状況となるよう利用者側のニーズを十分に把握すべきである。	CIO 補佐官を始めとする有識者の助言等を得て、PF 移行前のシステムの稼働状況や PF が提供する資源の諸元等の情報を踏まえた資源試算を従来以上に詳細化する方向で検討。これを踏まえ、また、平成 28 年度以降の政府情報システム投資計画（以下「投資計画」という。）の内容も活用し、平成 29 年度概算要求に先立ち各府省に対しては、ライフサイクルコストの見直しを行った上でニーズを移行計画に反映させ、総務省に提示するよう要請する方針。	平成 28 年度に PF へ移行する各府省の政府情報システムについて、システムの稼働状況を把握した利用者側の適正な資源配分等となるよう見直しを求めることにより、PF の運用経費は概算要求時点より減少した。	

		平成 29 年度に P F へ移行予定の政府情報システムについて、現行システムの稼働状況等を各府省から提示させ、概算要求前に適正な資源の使用状況となるよう調整を実施した。	
<p>従来、「利用者側のニーズの把握」については、P F に移行する政府情報システムが P F から資源提供を受ける際、移行システム担当府省において移行後における必要な資源を検討・試算し、総務省に要求することとなっているが、当該検討・試算においては、移行前における資源の稼働状況の分析が十分ではなく、P F の資源に無駄が生じている箇所が存在する。</p> <p>このため、②政府情報システムの P F への移行に当たっては、P F から適正な規模の資源提供を受けるため、C I O 補佐官を始めとする有識者の助言等を得て、<u>移行前のシステムの稼働状況や P F が提供する資源の諸元等の情報を踏まえた資源試算を従来以上に詳細化し、政府情報システム全体の運用コスト圧縮の目標に資するライフサイクルコストの見直しを行うよう、総務省より関係府省に対し、求めるべきである。</u></p>		<p>指摘事項の具体化に向け、移行前のシステムの稼働状況や P F が提供する資源の諸元等の情報を踏まえた資源試算を従来以上に詳細化し、政府情報システム全体の運用コスト圧縮の目標に資するよう、ライフサイクルコストの見直しの方向性を検討中。</p> <p>また、平成 29 年度に P F へ移行予定の政府情報システムの資源試算等について P F 移行後に適正な資源の使用状況となるよう見直しを求め、概算要求前に適正な資源の使用状況となるよう調整を実施した。</p>	
<p>また、③P F に移行済のシステムにおいても、上記の取組に準ずる措置を講じなければ、将来にわたって P F 上の資源を過剰に利用する可能性があるため、<u>複数年度の P F 利用実績を踏まえ、過剰資源となっている箇所が、各システムに割り当てられた資源の垣根を越えて適正化されるよう、システム更改の時期等において資源規模の見直しを行うべきである。</u></p>	<p>移行済みシステムについても適正な資源規模となるよう、システム更改の時期等を捉えて、P F 担当府省と調整の上、資源規模の見直しを行う方針。</p>	<p>複数年度の P F 利用実績を踏まえ、過剰資源となっている箇所が、各システムに割り当てられた資源の垣根を越えて適正化されるようそれぞれのシステム更改時期に向け、措置を検討中。</p>	
<p>④さらに、政府全体の情報システムのセキュリティ確保及び運用コスト圧縮の観点において、従来は P F に移行する予定ではなかったシステムについても P F 移行について検討を行うべきである。</p>	<p>セキュリティ対策については、平成 28 年度に①リモートアクセス環境の整備によるインターネット接続口の集約化及び②インターネットから物理的に独立したサーバの運用を開始することとしている。本施策の着実な実施により、今後さらなる P F 移行を促すこととする方針。</p> <p>※ リモートアクセス：サーバ上で P C を仮想的に構築し、端末から遠隔操作することで、データ自体を転送することなく安全に情報を処理する手段。</p>	<p>平成 28 年度に運用開始予定の①リモートアクセス環境の整備によるインターネット接続口の集約化及び②インターネットから物理的に独立したサーバの整備を適切に実施するための設計・構築作業を実施中。</p>	

<p><u>⑤このような見直しを実効性あるものとするため、PFに移行する際の投資対効果の評価基準や、移行システムについて各府省がPF上で要求する資源が適正であることを確認するための基準（標準的なCPU稼働率等の指標）を確立し、明確に開示するなど、PF全体の規模の適正化に向けた対応を行うべきである。</u></p>	<p>平成29年度概算要求を見据え、関係府省の協力を得つつ指摘の基準を策定し、PF移行を希望する情報システムを所管する各府省と共有する方針。</p>	<p>平成29年概算要求を見据え、PF全体の規模の適正化に向けた、PFに移行する際の投資対効果の評価基準等を作成し、平成28年3月に各府省あて提示した。</p>
<p>一方で、⑥受入れ側であるPFにおいては、整備済みの拠点を最大限有効活用するとともに、<u>更なる拠点整備については、災害に備え政府情報システムを適正に分散配置する観点及び既に移行済みのシステム、今後移行予定のシステム等の見直しの状況を踏まえ、過剰投資とならないよう、規模及び整備時期について慎重に検討すべきである。</u></p>	<p>政府情報システム改革ロードマップ及び政府共通プラットフォームの投資計画において政府共通プラットフォームに移行することとされた情報システムの移行時期、システム規模を踏まえ、拠点の規模及び整備時期を慎重に検討を行う方針。</p>	<p>政府共通プラットフォームに移行する情報システムの移行時期及びシステム規模を検討した結果、平成28年度においては更なる拠点整備を行わないこととした。</p>
<p>PFは政府情報システムのクラウドサービス化を図るものであるが、PF移行システムごとに資源配分を決定し、運用を行っていることから、時宜にかなった適切な資源提供を行うとのクラウドサービスの利点を最大限に活用できていない。 <u>このため、⑦各府省の情報システムのPF移行が安定した段階においては、CPUやディスクなどの稼働状況に応じた相互利用が可能となるよう、各府省と連携して技術面、運用面の検討を行うべきである。</u></p>	<p>各府省の情報システムのPF移行が安定した段階において対応できるよう、検討を行う方針。</p>	<p>指摘事項に基づき、府省の情報システムのPF移行が安定した段階においては、CPUやディスクなどの稼働状況に応じた相互利用が可能となるよう、技術面、運用面を検討中。</p>
<p>なお、⑧運用コスト圧縮目標の達成に影響を及ぼさない範囲において、資源の柔軟な提供という本来のクラウドサービスの役割を担い、<u>緊急的なシステム化の要望にも対応できるようにするための検討を併せて行うものとする。</u></p>	<p>今後、PFの更改時期（平成30年度）に向け、資源の柔軟な提供という本来のクラウドサービスの役割を担い、緊急的なシステム化の要望にも対応できるようにするための検討を行う方針。</p>	<p>運用コスト圧縮目標に配慮しつつ、緊急的なシステム化の要望にも対応できるよう、PFの更改時期（平成30年度）に向け、PFのあり方を検討中。</p>

担当府省名	法務省		
テーマ等	地域人権問題に対する人権擁護活動の委託		
指摘事項	<p>本事業については、レビューsheetにおける成果指標、活動指標及び単位当たりコストに「人権の花運動」を採用しているが、本事業は人権擁護活動の委託事業の一部に過ぎず、本事業全体の検証を行うに足りるものではない。</p> <p>また、成果指標である「人権の花運動」への参加者数について、本運動に参加する小学校の数は、小学校全体の2割以下であり、かつ参加校は毎年変更されている。</p> <p>このため、①本事業の成果目標等の算出にあたり、本事業全体を反映させた取組を採用するよう見直すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日） 時点における進捗状況	備考
<p>本事業については、レビューsheetにおける成果指標、活動指標及び単位当たりコストに「人権の花運動」を採用しているが、本事業は人権擁護活動の委託事業の一部に過ぎず、本事業全体の検証を行うに足りるものではない。</p> <p>また、成果指標である「人権の花運動」への参加者数について、本運動に参加する小学校の数は、小学校全体の2割以下であり、かつ参加校は毎年変更されている。</p> <p>このため、①本事業の成果目標等の算出にあたり、本事業全体を反映させた取組を採用するよう見直すべきである。</p>	<p>指摘を踏まえ、本事業全体を反映させた新たな成果目標等を設定する。 (スケジュール) 事業全体について効果検証を行えるよう新たな成果目標等を設定し、平成28年度から反映させる。</p>	<p>本事業は、人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることを目的としているところ、当該事業全体について効果検証を行えるよう、「法務省が地方公共団体と連携して実施する人権啓発活動の見聞き・参加により人権に関する理解や関心が深まった割合」を新たな成果目標に設定した。</p> <p>成果目標の設定に当たっては、従来、「人権の花運動」のみを本事業のアウトカムとしていたが、今般、指摘事項を踏まえ、「人権の花運動」を含む、地方公共団体に委託する人権啓発活動全体にまで対象を広げることとし、当該活動への参加等による理解・関心の深まりについて、アンケート調査により測定した結果を新たな成果目標とした。</p> <p>なお、本レビューsheetについては、本年9月7日付で法務省ホームページにおいて最終公表した。</p>	<p>平成27年度人権啓発活動等に関する効果検証等業務」調査結果の詳細については以下のとおり。 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00018.html</p>

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	舞台芸術創造力向上・発信プラン		
指摘事項	<p>本事業は、トップレベルの芸術団体による舞台芸術の創造に対する重点的な支援等を実施することにより、我が国の芸術水準の向上を図り、優れた芸術文化活動が活発に行われるような環境を醸成するものである。</p> <p>平成 28 年度概算要求において、新たに、「機能強化専門人材支援」として、1.9 億円の要求がなされているが、この「機能強化人材支援」は、芸術団体に広報やプロモーション活動等当該団体の機能強化に必要な事業を企画・実践する専門人材の配置を支援するものである。<u>①特定の芸術団体において、当該団体のための業務に従事する者の人件費は、本来、当該芸術団体が負担すべきものであり、国が支援を行うのは適当でない。</u></p> <p>また、「舞台芸術創造活動支援」において、芸術団体の集客努力を促すためとして、自主公演における入場料収入に対し、100%を基準として助成額を決定することとし、本事業は、27 年度予算より約 8 億円の増要求となっているが、集客によるインセンティブを与えるとしても、<u>②財政負担の増加を伴わずに、芸術団体に持続的な集客努力を促すことが出来る仕組みとすべきである。</u></p> <p>以上の 2 点について、本事業は見直しを図るべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日） 時点における進捗状況	備考
平成 28 年度概算要求において、新たに、「機能強化専門人材支援」として、1.9 億円の要求がなされているが、この「機能強化人材支援」は、芸術団体に広報やプロモーション活動等当該団体の機能強化に必要な事業を企画・実践する専門人材の配置を支援するものである。 <u>①特定の芸術団体において、当該団体のための業務に従事する者の人件費は、本来、当該芸術団体が負担すべきものであり、国が支援を行うのは適當でない。</u>	「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における機能強化専門人材支援については、行わないこととする。	「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における機能強化専門人材支援に係る経費は平成 28 年度予算に計上していない。	
また、「舞台芸術創造活動支援」において、芸術団体の集客努力を促すためとして、自主公演における入場料収入に対し、100%を基準として助成額を決定することとし、本事業は、27 年度予算より約 8 億円の増要求となっているが、集客によるインセンティブを与えるとともに、 <u>②財政負担の増加を伴わずに、芸術団体に持続的な集客努力を促すことが出来る仕組みとすべきである。</u>	平成 28 年度より入場料収入と連動した新たな助成システムを適用する音楽分野の一部については、助成額を決定する係数の基準値を 100%から 70%へ引き下げるなどにより、財政負担を増加させることなく、芸術団体に持続的な集客努力を促す仕組みを導入することとした。	平成 28 年度より入場料収入と連動した新たな助成システムを適用する音楽分野の一部については、助成額を決定する係数の基準値を 100%から 70%へ引き下げるなどにより、財政負担を増加させることなく、芸術団体に持続的な集客努力を促す仕組みを導入し、3 月の芸術文化振興基金運営委員会の審査を経て、同月中に助成対象活動を決定している。	

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	高大接続改革推進プログラム		
指摘事項	<p>本事業は、平成 28 年度新規要求事業であるが、高大接続改革のため、一体的に策定された入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針に基づき、教育内容等を抜本的に転換する大学の取組みを支援しようとするものとされている。本事業は、先導的に取り組む大学に対して支援を行うとしているが、実際の支援対象は、大学、短大等全 86 機関と多数に上っており、しかも、そのうちの 56 件は、従前の補助事業「大学教育再生加速プログラム」において支援を行っていた取組みを、引き続き、支援することが予定されている。</p> <p>本事業を進めるに当たっては、支援する大学を増やすだけではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前からの取組の実績を踏まえた成果・知見について、本取組を行っていない大学に対しての情報提供を実施すること、 ・改革に係る障害の分析やその解決策を策定し、公表すること <p>など、文部科学省が積極的に関与することにより、あらゆる大学が自主的に取り組みやすい環境を整え、高大接続改革を堅実に進める手法を探りいれるべきと考える。</p> <p><u>①以上を踏まえ、本事業については、必要な見直しを行うべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における進捗状況	備考
<p>本事業を進めるに当たっては、支援する大学を増やすだけではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前からの取組の実績を踏まえた成果・知見について、本取組を行っていない大学に対しての情報提供を実施すること、 ・改革に係る障害の分析やその解決策を策定し、公表すること <p>など、文部科学省が積極的に関与することにより、あらゆる大学が自主的に取り組みやすい環境を整え、高大接続改革を堅実に進める手法を探りいれるべきと考える。</p> <p><u>①以上を踏まえ、本事業については、必要な見直しを行うべきである。</u></p>	<p>（対応方針）</p> <p>指摘事項を踏まえ、高大接続改革を全国の大学で促進するため、支援する大学を増やすだけではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前からの取組の実績・成果をより効果的・効率的に活用し本取組を行っていない大学への情報発信及び成果普及を強化する。 ・文部科学省も積極的に関与して、採択校の取組を分析し、課題解決策を策定・公表するための体制を整える。 <p>等必要な見直しを行う。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>上記の見直しを、平成 28 年度政府予算案に反映させる。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、平成 28 年度予算で事業内容を以下のとおり修正の上、実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前からの取組である「大学教育再生加速プログラム」においては、高大接続・入試改革を含む 4 つのテーマについて支援を行っていたところ。この実績・成果をより効果的・効率的に活用するため、同プログラムの各テーマごとに幹事校を設定し、各幹事校を中核に採択大学間での連携を強化するとともに、本取組を行っていない大学に対する情報発信及び成果普及を強化することとし、この方針に基づき、幹事校の申請を受け付けた（平成 28 年 5 月）。審査の結果、7 月に幹事校を選定し、取組を開始した。 ・また、大学教育再生の観点から、既存テーマでは対応できない新テーマ（卒業時における質保証の取組の強化）については、採択件数を 16 件に精選するとともに、継続テーマの採択校との効果的な連携を図ることとし、この方針に基づく公募要領を有識者会議で決定の上、公募を開始した（平成 28 年 3 ～ 5 月）。審査の結果、7 月に選定校を選定し、取組を開始した。 ・上記を含め、文部科学省が積極的に事業に関与するため、有識者会議を設置し、毎年度の取組の進捗状況管理や評価分析を行うとともに、事業全体を通じての成果と課題、課題解決策についても検討し、平成 33 年度を目指に取りまとめて公表することとした。 ・なお、事業名称等については、内容の見直しを踏まえて、大学教育再生加速プログラム「高大接続改革推進事業」に変更するとともに、所要額を 30 億円から 15 億円に見直した。 	<p>平成 28 年度大学教育再生加速プログラム「高大接続改革推進事業」の選定状況について http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaihaku/ap/1374754.htm</p>

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	AIP: 人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト		
指摘事項	<p>本事業は、平成 28 年度新規要求事業であるが、人工知能、ビッグデータ・IoT・サイバーセキュリティを統合した次世代プラットフォームを形成し、新たな研究開発拠点を構築しようとするものである。</p> <p>人口知能に関しては、既に、経済産業省が、平成 27 年 5 月に人工知能研究センター（AI センター）を東京都江東区青海にある産業技術総合研究所臨海副都心センター内に設立しているが、同センターは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工知能とその隣接分野の国内外のトップ研究者、新進気鋭の研究者が共同して大規模な研究を推進するための核となること ・ 研究成果の実世界への応用を行うための産業界と学界との連携を推進する核となること <p>を目的としている。また、総務省も拠点を立ち上げ済である。</p> <p>さらに、文部科学省所管の競争的資金においても、すでに AI 関連の研究が実施され（CREST など約 30 億円）、また企業部門も多くが研究開発を進めているところである（企業部門の投資約 3000 億円）。</p> <p>①文部科学省の要望は、上記他省庁事業、文科省既存研究、企業部門との役割分担が明確ではなく、重複を排除するためにも本事業に係る初期投資を最小限に抑えるべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における進捗状況	備考
①文部科学省の要望は、上記他省庁事業、文科省既存研究、企業部門との役割分担が明確ではなく、重複を排除するためにも本事業に係る初期投資を最小限に抑えるべきである。	<p>文部科学省、総務省、経済産業省の 3 省にて「次世代の人工知能技術の研究開発に関する 3 省事業推進のための準備会合」を 11 月 4 日、12 月 24 日に既に開催し、理化学研究所 AIP センター・産総研人工知能センター・情報通信研究機構でおこなう研究開発について連携することが 3 省の局長級にて合意されている。</p> <p>また、研究開発成果や計算機資源・ソフトウェアモジュール・ネットワーク基盤等を共有し、3 省合同での事業推進委員会を年明けすぐに開催する予定であり、3 省で一体的に事業を推進していくことで、効果的・効率的な事業の推進を行う体制を整えている。</p> <p>1,000 社を越える企業が参画し企業連携支援・資金支援・規制改革支援等が講じられる枠組みである「IoT 推進コンソーシアム」も 10 月 23 日に設立され、文部科学省も参加しているところであり、この枠組みを適切に活用しながら産業界のニーズや要請を取り込み施策を実施する。</p> <p>3 省の連携・一体化についての検討を積極的に進めたことによって、最も必要な部分に重点化し、効率的に推進する体制を整えた。</p>	<p>予算編成過程において、重複を排除するためにも本事業にかかる初期投資を最小限に抑えるというレビューの指摘の趣旨も踏まえた検討を行い、概算要求額 100 億円について、AIP 補助金（要望額 90 億円、新規）に関しては、3 省の緊密な連携・一体化についての検討を積極的に進め、最も必要な部分に重点化し効率的に推進する体制を整えることで、14.5 億円を措置することとし、新領域開拓者支援事業（要望額 10 億円、新規）に関しては、新規の事業として創設するのではなく、既存の戦略的創造研究推進事業の新規採択課題分の一部である 11.5 億円を充当することとした。</p> <p>また、行政改革推進会議（1 月）の報告において開催する予定としていた事業推進委員会については、年明けより 3 省で事務的な検討を重ね、平成 28 年 4 月 12 日に行われた第 5 回「未来投資に向けた官民対話」における総理指示を受け、「人工知能技術戦略会議」として平成 28 年 4 月 18 日に開催した。本会議の下に「研究連携会議」と「産業連携会議」を立ち上げ、前者においては 3 省連携における研究重点方針の明確化について、後者においては産業連携上の課題の整理及び課題解決のための具体的推進方策について議論することとしており、文部科学省内・他省庁事業及び企業部門との役割分担を明確化する体制を整えた。</p> <p>今後、本体制において具体的な検討を進め、本年度中に人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップ策定を目指す。</p>	

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	肝炎患者等支援対策事業費		
指摘事項	①各地域における現状把握・要因分析や、それに基づく具体的な対応策については、現在の取組を含めたスケジュールを示した上で検討すべきである。		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 28 年 10 月 28 日）時点における進捗状況	備考
①各地域における現状把握・要因分析や、それに基づく具体的な対応策については、現在の取組を含めたスケジュールを示した上で検討すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度政府予算案の内容を踏まえ、実施要綱、交付要綱の一部改正を行い、新年度において事業の適切な執行を行う。当該事業の執行を通じて、肝疾患診療連携拠点病院の水準引き上げを通じて、地域の肝炎医療及び相談体制の質の充実を図る。 ・新年度の厚生労働科学研究において、「肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステムの構築のための研究」を実施し、各地域における現状把握・要因分析を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開プロセスでの指摘を踏まえ、事業をゼロベースで見直し、肝疾患診療連携拠点病院が本来果たすべき役割に誘導するための重要なツールとして位置付け、平成 28 年度政府予算案において、既存事業を抜本的に組み替えた。 平成 28 年 4 月に抜本的に組み替えた事業の具体案について関係者と調整の上で提示しており、平成 28 年 9 月中旬には交付要綱を発出したところである。今後、平成 28 年 12 月末までに都道府県から厚生労働省に対して実施計画の提出がなされる予定。 ・「肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステムの構築のための研究」については、問診内容の工夫による受診率の向上効果の確認や受診勧奨リーフレット活用効果の実証、肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステムの全国展開を、平成 28 年度中に行う予定。 	

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費		
指摘事項	① <u>厚生労働省において長年続いている事業を洗い出した上で、予算編成過程において、改善すべき点がないか見直すべきである。</u>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
① <u>厚生労働省において長年続いている事業を洗い出した上で、予算編成過程において、改善すべき点がないか見直すべきである。</u>	事業開始後50年以上経過している事業（昭和40年以前創設）113件を長年続いている事業として洗い出し、平成28年度予算編成過程において、引き続き、国が行うべき事業なのかどうか等について見直しの検討を行う。	<p>平成28年度予算編成過程において見直しを行った結果、縮減31件、執行等改善3件を行い、平成28年度予算案において約39億円の削減を反映させた。</p> <p>また、平成28年度予算案に削減を行っていないその他の事業についても、過去に何らかの見直しを行っており、創設以来、漫然と事業を継続して実施しているものはないことを確認した。</p>	

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払		
指摘事項	<p>本事業は、ひき逃げや無保険車による事故のため自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する自動車損害賠償保障事業として保障金の支払いを行うものである。</p> <p>外部有識者から、成果目標の設定に関し、「定量的な成果目標及び実績値を保障金等予算額及び執行額としているが、執行額は事故の発生件数、被害者の状況に依拠するものであり、数値目標としてなじまない。むしろ、迅速且つ適切な救済のための事務処理等を実現させるための目標や指標を検討すべき。」と指摘されているが、本事業の目的が「ひき逃げや無保険車による事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者について、迅速かつ適切な国からの救済を実現する」ということであれば、①外部有識者の指摘を踏まえ、事業の目的に沿った成果目標等を設定すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成28年10月28日）時点における進捗状況	備考
本事業は、ひき逃げや無保険車による事故のため自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する自動車損害賠償保障事業として保障金の支払いを行うものである。	外部有識者から、成果目標の設定に関し、「定量的な成果目標及び実績値を保障金等予算額及び執行額としているが、執行額は事故の発生件数、被害者の状況に依拠するものであり、数値目標としてなじまない。むしろ、迅速且つ適切な救済のための事務処理等を実現させるための目標や指標を検討すべき。」と指摘されているが、本事業の目的が「ひき逃げや無保険車による事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者について、迅速かつ適切な国からの救済を実現する」ということであれば、①外部有識者の指摘を踏まえ、事業の目的に沿った成果目標等を設定すべきである。	指摘を踏まえ、損害てん補額の決定に係る書類審査期間（決裁起案から書類審査を行い決裁終了まで）について、平成26年11月～27年10月の直近1年間において平均28日程度を要していたが、決裁処理の簡略化を図ることにより、当該期間を25日とする成果目標を設定し、平成28年1月より実施することとした。	左記のとおり、成果目標を設定し、着実に実施している。